

給水装置工事に係る取扱指針

内容現在 令和4年4月1日

加除（さしかえ）表

追録第22号

手順 種別	ぬきとるページ	枚数	追録から加える ページ	枚数	加えるところ
総目次	目1から目2まで	1	目1から目2まで	1	追録加除整理一覧表 の次
第1部	P1から2まで	1	P1から2まで	1	目4の次
	P22から22-1まで	1	P22から22-1まで	1	P21の次
	P43から44まで	1	P43から44まで	1	P42の次
	P47から48まで	1	P47から48まで	1	P46の次
	P59から62まで	2	P59から62まで	2	P58の次
第2部	P1から4まで	2	P1から4まで	2	目3の次
	P7から12まで	3	P7から12まで	3	P6の次
	P22-1	1	P22-1	1	P22の次
	P25から26まで	1	P25から26まで	1	P24の次
	P29から30まで	1	P29から30まで	1	P28の次
	P39から42まで	2	P39から42まで	2	P38の次
	P47から48まで	1	P47から48まで	1	P46の次
	P51から56まで	3	P51から56まで	3	P50の次
	P59-2から59-3まで	1	P59-2から59-3まで	1	P59-1の次
	P73から76まで	2	P73から76まで	2	P72の次
	P79から80まで	1	P79から80まで	1	P78の次
第3部	P7から8まで	1	P7から8まで	1	P6の次
第4部	目1からP4まで	3	目1からP4まで	3	第4部 見出しの次
	P6-5から6-6まで	1	P6-5から6-6まで	1	P6-4の次
	P6-13から6-14まで	1	P6-13から6-14まで	1	P6-12の次
	P7から12まで	3	P7から12まで	3	P6-16の次
	P17から18	1			
第5部	目1からP6-2まで	6	目1からP6まで	5	第5部 見出しの次
	P11から14	2	P11から14	2	P10の次
	P15から20	3	P15から20	3	3中見出しの次
	P23から26	2	P23から26	2	5中見出しの次
	P27から33まで	4	P27から33まで	4	6中見出しの次

これで加除（さしかえ）が終わりましたので、「追録加除整理一覧表」に追録号数等を記入してください。

総目次

第1部 給水装置工事に係る基本事項

1. 目的	1
2. 給水装置の概要	1
3. 給水方式	3
4. 計画使用水量	4
5. 給水装置工事の施工	2 3
6. 製図	5 5
7. 給水装置工事設計審査	6 0
8. 給水装置工事検査	6 0

第2部 給水装置工事手続等の取扱い

1. 手続等業務のフロー	1
2. 申請の手続	3
3. 手数料の取扱い	1 3
4. 給水装置工事しゅん工図書等の閲覧の取扱い	2 1
5. 開発行為等（宅地造成）に伴う給水装置工事の取扱い	2 3
6. 中層建築物直結給水の取扱い	3 1
7. 受水槽式給水の共同住宅等の特例検針の取扱い	4 3
8. 私設消火栓等の取扱い	5 7
9. 貯水槽水道の取扱い	6 1
10. 中高層建築物の直結増圧給水の取扱い	6 5

第3部 給水装置工事材料の取扱い

1. 給水装置の構造および材質	1
2. 給水装置工事材料の性能基準の区分	2
3. 給水装置工事材料の性能基準適合品の証明方法	3
4. 給水装置工事材料の性能基準適合品の認証および確認方法	3
5. 給水装置工事材料の性能基準適合品の表示	5

6. 給水管および給水用具の指定（配水管等の取付口から水道メーターまで）	9
--------------------------------------	---

第4部 函館市企業局指定給水装置工事事業者に関する事務取扱い

1. 総則	1
2. 指定給水装置工事事業者の指定等	1
3. 給水装置工事主任技術者	4
4. 指定給水装置工事事業者の義務	4
5. 指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理	6
6. 水道法施行規則に定める様式（抜粋）	7

第5部 申請書等の様式

1. 給水装置工事設計審査申請関係	1
2. メーターの受渡し関係	7
3. 給水装置工事検査申請関係	15
4. 立会検査の申請関係	21
5. 修繕報告書関係	23
6. 給水条例施行規程様式（抜粋）	27

第 1 部

1. 目的

この取扱いは、函館市における給水装置工事の適正を図るため、地域の特性を勘案し、工事に必要な事項を定める。

1. 給水装置工事は、水道法、函館市水道事業給水条例および同施行規程ならびに関係法令に基づき計画、設計、施工するものとする。
2. 給水装置の構造および材質は、寒冷地の給水装置として、適正な能力と機能を有するものとする。
3. この取扱いに特に記載していない給水装置の設計施工技術に関する資料は、財団法人給水工事技術振興財団発行、厚生省監修の「給水装置工事の手引き」など給水装置工事関係文献によるものとする。
4. その他、この取扱いに記載されていない事項については、水道事業の管理者（以下「管理者」という。）の定めるところによる。

2. 給水装置の概要

(1) 用語の定義

① 給水装置

給水装置とは、需要者に水を供給するために管理者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管およびこれに直結する給水用具をいう。

② 給水装置工事

ア 給水装置工事とは、給水装置の設置または変更の工事をいう。

イ 給水装置の設置とは、新設工事をいう。変更とは、改造、撤去および修繕工事をいう。

ウ 工事とは、あらかじめ行う調査から、計画の立案、工事の施工、しゅん工検査までの一連の過程の一部または全部をいう。

③ 給水装置の種類

ア 専用給水装置 一世帯、一事業所または一箇所を使用するもの

イ 私設消火栓 消防用を使用するもの

④ 配水管

ア 配水管とは、管理者が布設し管理する水道施設をいう。

(ア) 配水本管 口径 300mm～800mm（布設箇所：公道）

(イ) 配水管 口径 250mm～75mm（布設箇所：公道および私道）

(ウ) 配水支管 口径 50mm（布設箇所：公道および私道）

(エ) 配水小管 口径 40mm～100mm（布設箇所：私道および私有地）

イ 給水装置を設置するために分岐することができる配水管の口径は、250mm以下とする。ただし、管理者が認めた場合は、口径300、350mmの配水管から分岐することができる。

⑤ 閉栓

閉栓とは、保護ボックス等のボックス類が設置されている状態で、水道メーター（以下「メーター」という。）を取外し、プラグ止めすることをいう。ただし、東部営業所（以下「営業所」という。）管内においては、ボックス設置が終了するまでの間、掘削してメーターを取外すことをいう。

⑥ 開栓

開栓とは、閉栓されて使用中止の状態ボックス類があり、メーター以降が使用可能な既設給水装置に、メーターを取付けることをいう。ただし、営業所管内においては、ボックス設置が終了するまでの間、掘削してメーターを取付けることをいう。

(2) 給水装置工事の種類

① 新設工事

ア メーター設置の有無に係わらず、新たに給水装置を設置する工事

イ 既設の給水装置を撤去し、分岐から全て新たに給水装置を設置する工事

② 改造工事

ア 既設給水装置の管種変更、増設等により原形を変更する工事

イ メーター等の位置を変更する工事

ウ メーターおよび保護ボックス等のボックス類が設置されていない給水装置に、メーターを設置する工事

エ 受水槽式給水の建築物で、既に特例検針を行っている共同住宅等を直結式給水に変更する工事

③ 撤去工事

給水装置を配水管または他の給水装置の分岐部から取外す工事

④ 修繕工事

ア 給水管、給水用具等の破損箇所を修理するもので、厚生労働省令で定める軽微な変更を除く工事

(ア) 厚生労働省令で定める軽微な変更とは、単独給水栓の取替えおよび補修ならびにこま、パッキン等の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする

(イ) 単独給水栓とは、湯水を混合して吐水する機能を有しない手動により作動する給水栓とする。電気等で作動する自動水栓は含まない

(ウ) 単独給水栓の取替えとは、単独水栓から単独水栓への取替えとするが、同型には限定しない

オ メーターボックスおよび配管寸法は、次のとおりとする。

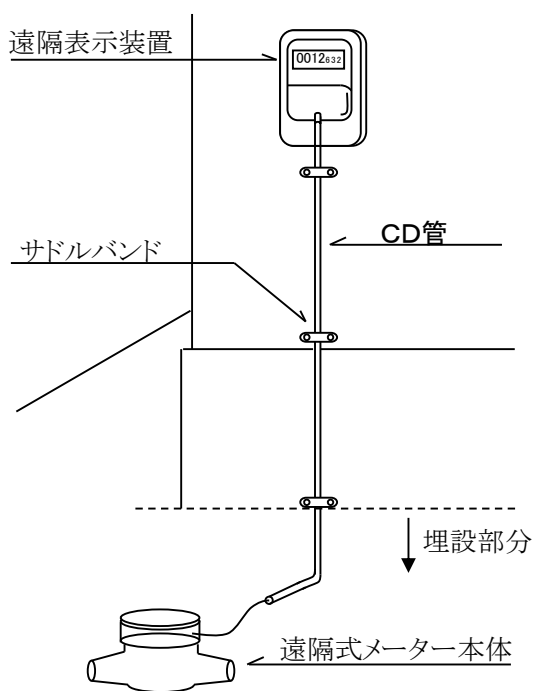
口径	メーターのみ設置		メーター・逆止弁設置		逆止弁のみ設置		摘要		
	配管寸法 (単位:mm)	対応ボックス	配管寸法 (単位:mm)	対応ボックス	配管寸法 (単位:mm)	対応ボックス			
13mm	332	A-中+保護ボックス	—	—	—	—			
20mm	460	A-中+保護ボックス	602	B-2 KB-2	—	—			
				A-大+保護ボックス					
25mm	528	A-大+保護ボックス	683	B-2	—	—			
				KB-2					
40mm	599.5	B-2	813.5	KB-3	598.5	B-2			
		KB-2		B-4		KB-2			
50mm	916	B-4	1,201	T-1	641	B-2			
				KB-2					
75mm	—	—	—	—	880	KB-3	伸縮継手(2次側仕切弁はボックス外に設置)		
			1,360	T-2		1,430		T-2	2次側仕切弁は、ボックス外に設置
100mm	—	—	—	—	940	B-4	伸縮継手(2次側仕切弁はボックス外に設置)		
			1,540	T-2		1,490		T-2	2次側仕切弁は、ボックス外に設置
150mm	—	—	—	—	1,090	T-1	伸縮継手(2次側仕切弁はボックス外に設置)		
			—	—		1,640		T-3	2次側仕切弁は、ボックス外に設置
			1,660	T-3				—	—

⑪ 遠隔式メーターの設置等

ア 遠隔式メーターの設置は、原則として次のとおりとする。

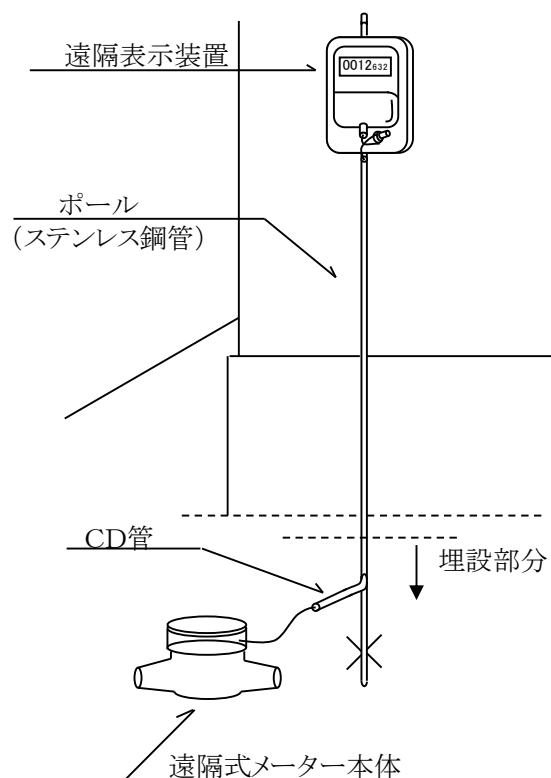
- (ア) 遠隔式メーター本体の設置は、取替えおよび点検が容易にでき、凍結のおそれのない場所とする。
- (イ) 遠隔表示装置は、建物の壁に設置すること。なお、建物の壁等に設置が困難な場合は、ポール設置式とすることができる。また、遠隔表示装置設置高さは、地上から1.5mとする。
- (ウ) 伝送線の保護管は、CD管口径22mmを使用し、埋設する場合は深度を30cm以上とし、壁に取付ける場合はサドルバンドで確実に固定する。
- (エ) ポール設置の場合は、管理者の指定するステンレス鋼管口径25mmのポールを使用し、CD管との接続にはソケットを使用し、伝送線が貫通するよう組立て、ポールの上端部の防水処理および転倒防止の措置をする。
- (オ) 伝送線の配線総延長は、おおむね7m以内とする。
- (カ) 遠隔式メーターを設置する場合であってもメーターボックスは設置する。

・壁に設置する場合



※メーターボックス類は省略しています。

・ポール設置する場合



- イ 遠隔式メーターを設置する場合の費用の負担区分は、次のとおりとする。
- (ア) 設置する遠隔式メーター本体，遠隔表示装置およびこれらの付帯品（ボルトナット，封印線，封印玉，パッキン等）は，管理者が貸与する。
 - (イ) メーターの設置およびその他付帯する工事（保護管の設置など）に係る費用は，すべて設置者の負担とする。
- ただし，既設のもので計画取替えによるものは，管理者の負担とする。

(5) 特殊器具等の設置

① 高圧洗車機

加圧された洗剤およびワックスの混合水が逆流するおそれがあるため，受水槽式（シスタック等）給水とすること。

② 浄水器

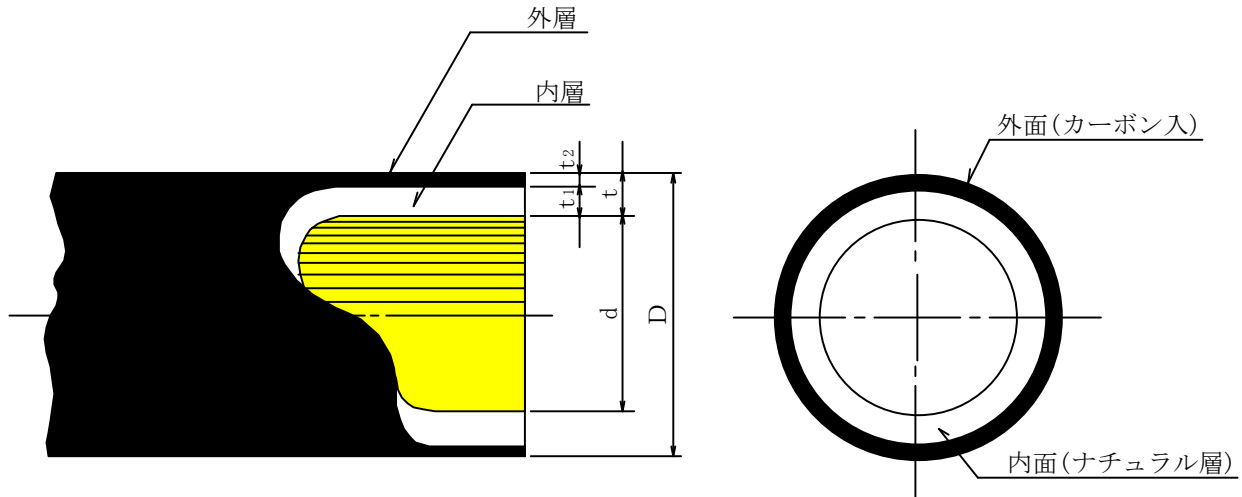
性能基準は，J I S S 3 2 4 1 の基準によること。

なお，浄水器以降の水は，水道水中の溶存物質などを除去するため，給水栓から流出する水は，水道水として取扱われない。

ア I 形は，給水栓，他の末端給水器具の一次側直近に取付けて，常時圧力が浄水器に作用するため，逆流防止弁を設置すること。

イ II 形は，給水栓の二次側に取付けて，常時圧力が作用しないこと。

- (ア) ガソリンスタンドや灯油タンクなど有機溶剤の浸透のおそれのある場所においては、金属管を使用しポリエチレン管，塩化ビニル管の使用は避けること。やむを得ず使用する場合には金属性のサヤ管で防護すること。
- (ウ) 寸法および質量は，次のとおりである。



1 種 二 層 管

呼び径 mm	外径 D	厚さ t	長さ(1) m	参 考					
				内層厚さ t1	外層厚さ t2	内径 d	質量(2) kg/m	コイル巻径(cm)	
								内径	相当外径
13	21.5 ±0.15	3.5 ±0.30	120	1.7	1.5 ±0.3	14.5	0.184	40以上	約80以上
20	27.0 ±0.15	4.0 ±0.30	120	2.2	1.5 ±0.3	19.0	0.269	50以上	約90以上
25	34.0 ±0.20	5.0 ±0.35	90	3.15	1.5 ±0.3	24.0	0.423	70以上	約110以上
30	42.0 ±0.20	5.6 ±0.40	90	3.2	2.0 ±0.4	30.8	0.595	80以上	約120以上
40	48.0 ±0.25	6.5 ±0.45	60	4.05	2.0 ±0.4	35.0	0.788	90以上	約130以上
50	60.0 ±0.30	8.0 ±0.55	40	5.45	2.0 ±0.4	44.0	1.216	110以上	約150以上

注 長さの許容差は 0～+2.0%とする。

イ ポリエチレン管の切断

管の切断は，ナイフまたは金切ノコで管軸に直角に切断し，切り口をナイフ，ヤスリ等で仕上げること。

ウ 曲げ加工

常温の曲げ半径は，管外径の20倍以上とすること。これ以下に小さく曲げるときは，エルボを使用すること。

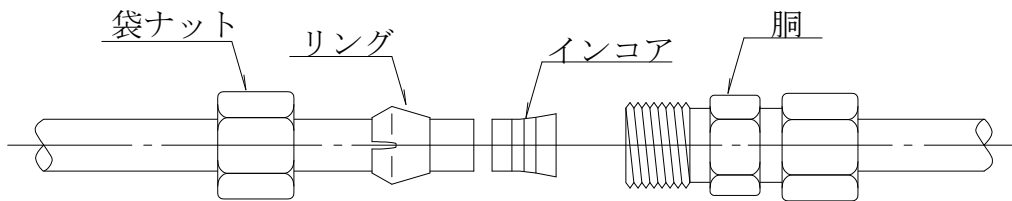
エ ポリエチレン管の埋め戻し

掘削土が埋め戻しに適さない土壌の場合は，管下10cm，管横および管上10cm以上まで，砂等の良質土で埋め戻しを行うこと。

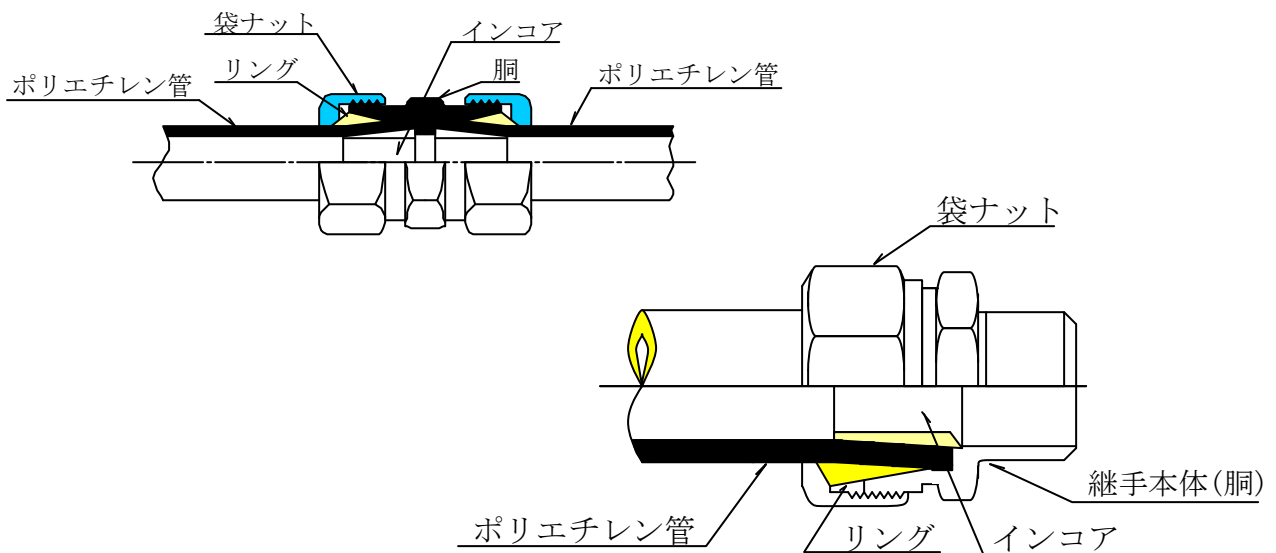
オ 接合工法

継手は日本水道協会規格（JWWA B 116）のものを使用すること。
接合方法は次のとおりとすること。

- (ア) 管の管端を直角に切りそろえること。
- (イ) 継手を分解し、管に袋ナット、リングの順に移すこと。
- (ウ) インコアを管に木槌等でたたきこむこと。（この時リングがインコアの方向に寄らないように注意すること。）
- (エ) セットされた管端を胴にさし込み、リングを押し込みながら袋ナットを胴のねじに十分手締めすること。
- (オ) パイプレンチ2個を使って十分に締め付けること。



B形接合方法



冷間継手（JWWA B 116 B形）

(カ) ボルトの締付けは、平均に締付けること。片締めになると締めおくれた部分のパッキンが水圧によってはみ出され漏水の原因となる。割丁字管を取付けた後、取付けの良否について、穿孔前に分岐口から水圧試験を行い確認すること。

(キ) 軟弱地盤では取付けた割丁字管および仕切弁、分岐する管が既設管に対してテコの作用を及ぼすおそれがあるので、必要に応じて地固めや基礎コンクリート杭などによる防護をすること。

(ク) 穿孔完了後は、切りくず、切断片等を完全に管の外へ排出すること。

イ ポリエチレン管からの分岐

(ア) 口径40mmから分岐する口径が20mmの場合、または口径50mmから分岐する口径が20mm～25mmの場合は、ポリエチレン管用サドル付分水栓を使用すること。

(イ) ポリエチレン管用チーズを用いて分岐する場合、万力をかけた箇所には、補修継手で補修すること。

ウ 塩化ビニル管からの分岐

(ア) 割丁字管および水道用サドル付分水栓は、塩化ビニル管用を使用すること。

(イ) 冬期間の低温時においては、塩化ビニル管が硬くなっているため、必要に応じて管を暖めてから少しずつ穿孔すること。

⑥ 計画断水作業

給水工事における計画断水作業に係る費用については、申込者の負担とし、管理者と打合わせのうえ、次の要領で行うこと。

ア 断水区域の確認を行うこと。既設仕切弁の有無を確認し、マンホール内を点検すること。

イ 大口需用者および飲食店等には、事前に広報を行い、日時を打合わせ、経営企画課へ前々日までに連絡すること。また、消火栓が使用不可になる場合は、市消防本部警防課へ消火栓の栓体番号を前日までに連絡すること。

ウ 断水作業当日は、広報車で断水区域を広報すること。また、関係する部署に工事内容を連絡すること。

エ 断水作業の手順は、既設管の口径、形状を確認し、連絡箇所の使用材料を現場に搬入しておくこと。既設管切断時には切断寸法を確認すること。

オ 管内の流れを考慮して仕切弁を操作し、断水を行うこと。断水後は、消火栓および給水装置より断水確認を行うこと。

カ 連絡工事完了後、エア抜きおよび管洗浄を行いながら、管内の流れを考慮して仕切弁の操作を慎重に行うこと。断水作業に伴う管洗浄水量は、無収水量集計表により報告すること。なお、消火栓を使用して管洗浄を行う場合は、携帯用メーターを設置して計量すること。また、冬期間の場合は、凍結防止のため、消火栓の水抜きをすること。

キ 断水作業完了後、メーターづまり等出水不良箇所がある場合は、管理者の指示に従い速やかに対応し、処理すること。

⑦ 凍結防止方法

ア 基本事項

(ア) 屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれがある場所には、寒冷地であることを十分考慮し、耐寒性能を有する給水装置にしなければならない。

凍結のおそれがある場所とは、次のとおりである。

- a 家屋の北側に面した位置に設置する立ち上がり管
- b 屋内、屋外の露出給水管（受水槽廻り，湯沸器廻り等）
- c 水路等を横断する上越し管
- d やむを得ず凍結深度より浅く埋設しなければならない場合

(イ) 屋内配管には、管内の水を容易に排出できる位置に不凍水抜栓を設置することを原則とする。

(ロ) 給水装置には、不凍水抜栓の設置または断熱材や保温材で被覆し、結露のおそれがある場合には、適切な防露措置を講じること。

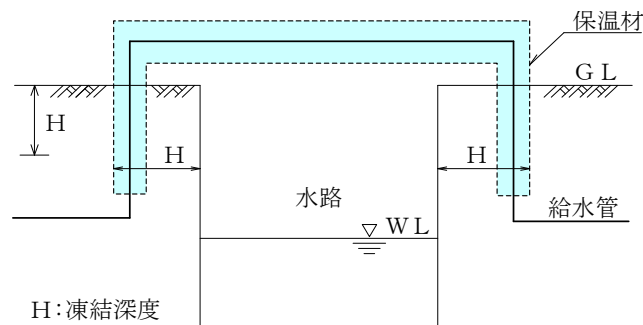
(ハ) 給水栓等が凍結のおそれがある場合は、耐寒性能にすぐれた給水用具を使用すること。

(ニ) 屋外配管は、土中に埋設し凍結深度より深くすること。

イ 屋外配管の構造

(ア) 凍結のおそれがある屋外配管は、土中に埋設することとし、かつ、その埋設深度は凍結深度より深くすること。

(イ) 下水管等によりやむを得ず凍結深度より浅く布設する場合や、擁壁，側溝，水路等の側壁からの距離が十分にとれない場合は、保温材（発泡スチロール等）で適切な防寒措置を講じること。（図－１）



図－１ 水路の防寒措置

(ロ) 屋外給水管等の外部露出管は、保温材（発泡スチロール，加温式凍結防止器等）で適切な防寒措置を講じるか，または水抜き用の給水用具を設置すること。

ウ 屋内配管の構造および材質

(ア) 屋内配管は、原則として管内の水を容易に排出できる位置に不凍水抜栓を設置するか，または断熱材や保温材で給水装置を被覆すること。

③ 口径

口径	記号	口径	記号
75		200	
100		250	
150		300	

④ 弁類

名称	記号	名称	記号
仕切弁（鋳鉄）		地下式消火栓 単口	
仕切弁（ソフトシール）		地上式消火栓	
逆止弁		ポンプ	
空気弁 双口		排水弁	
空気弁 単口			

⑤ 異形管類（K形の場合）

名称	記号	名称	記号
三受十字管		フランジ（R F 形）	
二受 T 字管		フランジ（G F 形）	
さし受片落管		短管 1 号	
受さし片落管		短管 2 号	
曲管		フランジ短管	
乙字管		栓	
継輪		離脱防止金具	
排水 T 字管		不断水割 T 字管	
フランジ付 T 字管			

（注）K形以外の場合は、それぞれの継手記号を用いて表すこと。

（注）フランジ形の場合は、形式1（R F形）・形式2（G F形）の表記をすること。

7. 給水装置工事設計審査

(1) 設計審査申請図書

- ① 給水装置工事申込書
- ② 給水装置所有者分岐承諾書
(個人等が所有する給水管から分岐して給水装置を設置する場合、工事申込書の裏面に承諾を得ること。)
- ③ 給水装置工事設計材料書
- ④ 水理計算書(当該取扱いで提出を定めている工事の場合)
- ⑤ 給水装置工事設計図
 - ア 一般住宅等：分岐から末端給水栓までの平面図，立体図，詳細図，位置図
 - イ 開発行為等：給水管布設平面図，配管接続図，位置図
- ⑥ その他必要と認める書類

(2) 設計審査申請の承認通知

提出された給水装置工事申込書の設計審査申請に対し、審査の結果を給水装置工事承認通知書により通知する。

8. 給水装置工事検査

(1) 工事検査申請図書

- ① 給水装置工事検査申請書
- ② 給水装置工事使用材料書
- ③ 給水装置工事しゅん工図
 - ア 一般住宅等：分岐から末端給水栓までの平面図，立体図，詳細図，位置図
 - イ 開発行為等：給水管布設平面図，配管接続図，位置図
- ④ 水圧試験記録表
- ⑤ 工事しゅん工検査表
- ⑥ 給水装置工事写真
 - ア 宅地内工事写真
 - イ 道路内工事写真
- ⑦ 路面復旧完了届
- ⑧ 道路占用工事完了届
 - ア 占用工事完了届
 - イ 届に添付する写真
- ⑨ その他必要と認める書類
 - ア 仕切弁情報台帳
 - イ 消火栓情報台帳
 - ウ その他

(2) 分岐工事等の立会検査

① 分岐工事および分岐止工事の立会検査区分

指名給水装置工事主任技術者（以下「指名主任技術者」という。）の立会のもと、検査を行う工事は、原則として、下記の表のとおりとする。

分岐される管	口径 (mm)	分岐する管	口径 (mm)	分岐材料	立 会 検 査				
					公道	私道	宅地内	午前	午後
鑄 鉄 管	75～350	ポリエチレン管	20, 25	ナット付分水栓	○	×	×	○	○
			40, 50	割丁字管 (簡易仕切弁付)	○	×	×	×	○
塩化ビニル管 (V P)	全口径	鑄鉄管	75 以上	割丁字管	○	○	○	×	○

※その他、管理者が必要と認めるものについては、立会を行う。

② 分岐工事の時期

ア 分岐穿孔は、給水装置工事の最終工程で行うことを原則とする。

イ 開発行為等の給水装置工事の配水管からの分岐穿孔工事は、給水管布設後の最終工程とするが、特別な事情がある場合についてはこの限りでない。

(3) 通水作業の立会検査

① 通水作業の立会検査区分

指名主任技術者立会いのもと、検査を行う工事は、原則として、下記の表のとおりとする。

分岐される管	口径(mm)	取出管口径(mm)	分岐材料	立会検査
鑄鉄管	75~350	20, 25	サドル付分水栓	×
		40, 50	割丁字管 (簡易仕切弁付)	×
		75以上	割丁字管	○
ポリエチレン管	13~50	13~25	サドル付分水栓	×
		同口径分岐	ポリエチレン管用チーズ	×
※その他、管理者が必要と認めるものについては、立会いを行う。				

② 通水方法

ア 口径50mm以下の場合

(7) 口径50mm以下の給水管の通水作業を行う場合は、出水量を調整しながら分岐部分において、一度排水を行うこと。その後、管を接続し、管の末端で再び出水量を調整しながら管の洗浄を行うこと。ただし、開発行為等により布設される口径40, 50mmを除く。

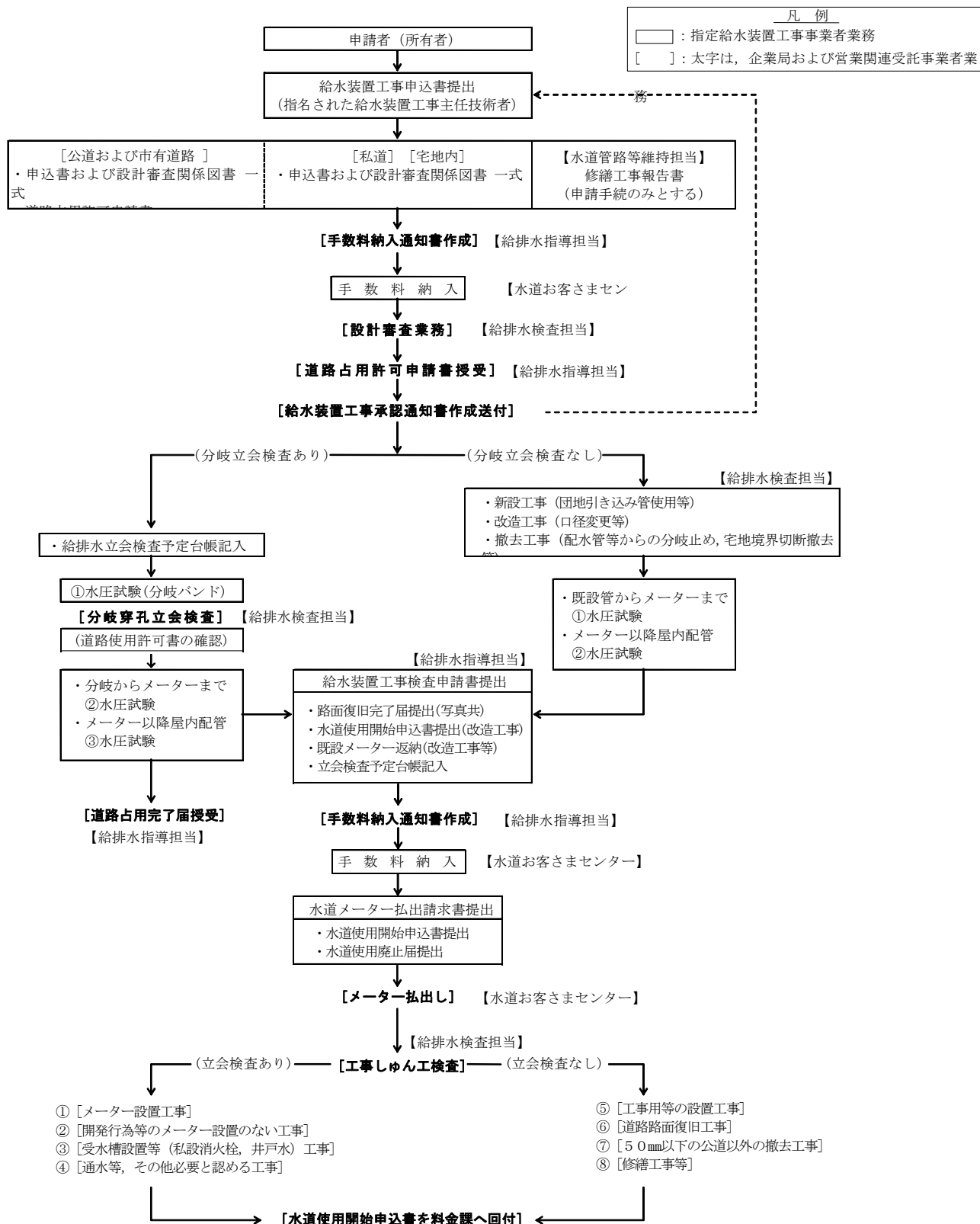
(イ) 開発行為等により布設される口径40, 50mm

- a 通水作業を行う前に、管洗浄用水計測メーター（以下「管洗浄用メーター」という。）の払出しを受けること。
- b 穿孔作業を行い、完了後、管を接続すること。
- c 管末に管洗浄用メーターを設置すること。
- d 出水量を調整しながら末端バルブを開けて、新設管内の水を二替わり程度排水し、排水完了後は、末端バルブで閉止しておくこと。
- e 約一日経過後、施工した指定事業者が採水し、水質試験は管理者が行う。
- f 水質が合格と認められた後、管洗浄用メーターを撤去し、管理者に返却すること。

第 2 部

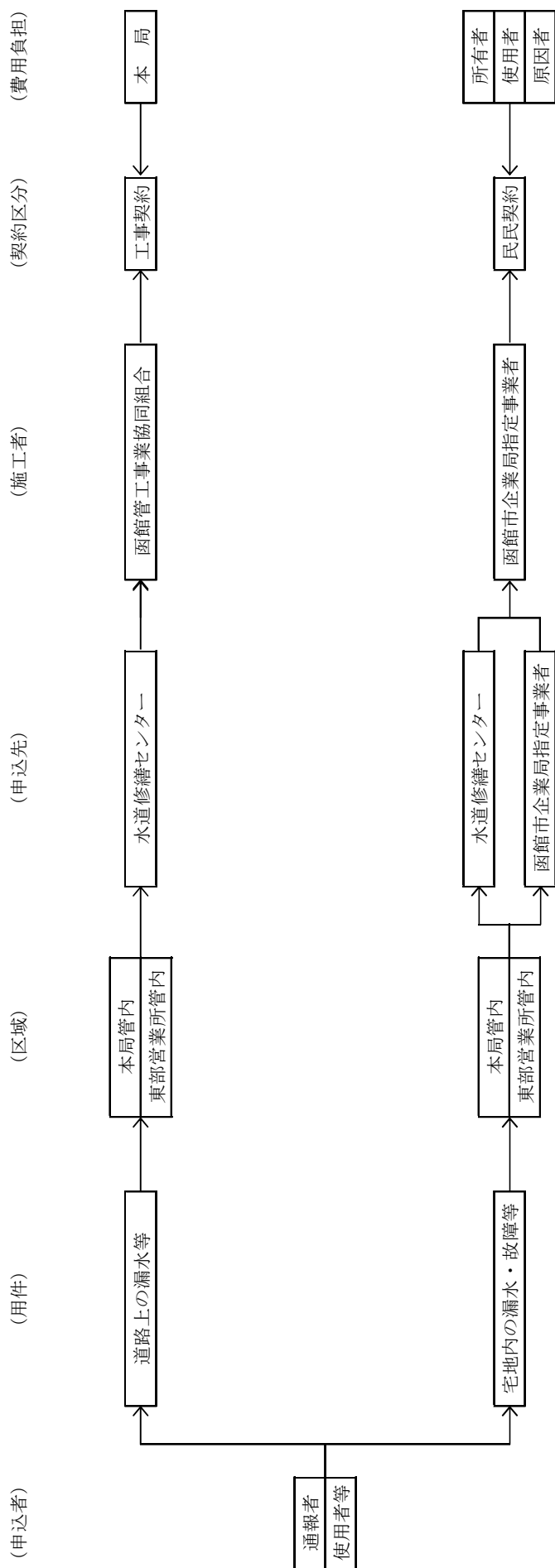
1. 手続等業務のフロー

(1) 給水装置工事（新設・改造・撤去）の手続関係基本フロー



(2) 修繕工事の基本フロー

修繕工事の全体の流れは、おおむね次のとおりである。



※東部営業所管内～戸井支所・恵山支所・榎法華支所・南茅部支所および鹿部町の一部の給水区域

(3) 本局が所管する区域

函館市内全域の給水区域（東部営業所管内を含む）

2. 申請の手続

(1) 給水装置工事申込（設計審査申請）

① 申請時期と提出手続

ア 申請時期

(ア) 給水装置工事申込書は、必要事項を記入のうえ、工事着工前に提出しなければならない。

(イ) 工事の着工は、給水装置工事承認通知を受けた後に行うこと。

イ 提出手続

(ア) 給水装置工事申込書は、給水装置工事の申込と給水装置の設計審査申請を兼ねているので、記入例を参考に作成すること。

(イ) 給水装置工事申込書には、業務課窓口にて事前調査し、打ち合わせした内容がわかるものを添付すること。

(ウ) 給水装置工事申込書を提出するときは、当該箇所が公共下水道処理区域の場合、排水設備計画確認申請書を同時に提出すること。

(エ) 給水装置工事申込書は、給排水指導担当に提出し、手数料納入通知書を受ける。

(オ) 手数料納入通知書を水道お客さまセンター窓口に提出し、手数料を納入する。

② 給水装置工事の種別による申込の取扱い

ア 新設・改造工事が単独の場合は、それぞれ新設・改造工事とする。

イ 撤去工事が単独の場合は、撤去工事とする。

ウ 新設工事と改造工事が重複する場合は、新設工事とする。

エ 新設工事と撤去工事が重複する場合は、新設工事とする。

オ 改造工事と撤去工事が重複する場合は、改造工事とする。

(2) 道路占用許可申請等

① 道路占用許可申請

申請書は、申込者が作成し、給水装置工事申込書と同時に給排水指導担当に提出する。

提出から許可までの日数は、おおむね次のとおりである。

国道 14日 道道 30日 市道 14日

② 道路使用許可申請

申請書は、設計審査申請者が作成し、所轄警察署へ提出する。

なお、交通止め等の交通規制が予想される箇所は、設計の段階で所轄警察署と協議すること。

提出から許可までの日数は、おおむね5日である。

③ 提出図書および部数

種別	道路占用				道路使用
	国道	道道	市道		警察
			新設	廃止	
申請書	1部	1部 (4枚)	1部 (5枚複写)	1部 (5枚複写)	1部 (2枚)
道路占用変更許可内訳書	—	4部	—	—	—
工事申請地写真	1部	—	—	—	—
位置図(住宅地図)	1部	4部	—	—	2部
位置図(1/50,000)	1部	4部	—	—	—
位置図 (道路台帳図 1/500)	1部	4部	—	—	—
保安施設様式図	1部	4部	2部	2部	1部
内訳書	—	—	3部	3部	—
仕様書	1部	4部	3部	3部	2部
断面図・平面図・復旧図 (1/50~1/100)	1部	4部	—	—	2部 (国・道)
断面図・平面図・復旧図 位置図(1/50~1/100)	—	—	3部	3部	2部 (市)
縁石等標準図	—	—	1部	1部	—
理由書(3年規制道路掘削)	—	—	2部	2部	—
理由書(廃止管)	—	—	—	2部	—
占用工事着手・しゅん工届	1部	1部	1部	1部	—

※ 国道についてはデータでの提出も可能とする。

共同住宅等の給水装置の形態		工事施工後の給水装置の形態	水道メーターの払出し時期
新築	中層・中高層建築物直結給水	中層・中高層建築物直結給水	各戸メーター 後出し
	受水槽式給水特例検針住宅	受水槽式給水特例検針住宅	参考メーター 後出し 各戸メーター 先出し
既設	受水槽式給水特例検針住宅	中層建築物直結給水	各戸メーター 先出し
	受水槽式給水住宅 (特例検針してない住宅)	受水槽式給水特例検針住宅	各戸メーター 先出し

エ 口径50mm以上のメーターは、ボックス設置の関係から先出しとする。

オ メーターの口径・個数変更，井水切替工事等で，メーターの払出しが先出しとなる場合は，申請者の工事工程に合わせて，所定の届出書を提出すること。

③ 管洗浄用メーター設置に伴う取扱い

開発行為等の宅地造成に伴うメーターの設置されない給水管布設工事では，管洗浄に使用する水を計量するためのメーター（以下「管洗浄用メーター」という。）を一時貸与する。この場合の分岐穿孔工事は給水管布設完了後，工事の最終工程で行うこと。

管洗浄用メーターを設置する場合の手続は，次のとおりとする。

ア 管洗浄用メーターを設置し，排水を行う者（以下「使用者」という。）は，通水作業立会検査の申請時に「管洗浄用水使用申請書」を給排水検査担当に提出すること。

イ 管洗浄用水の使用を許可する場合は，業務課長決裁とし，給排水検査担当は使用者に「管洗浄用水使用許可書」を交付する。

ウ 管洗浄用メーターは，「管洗浄用水使用許可書」の交付後に貸与する。

エ 管洗浄作業が完了し，水質試験合格の後，検査員は使用水量の確認を行う。

確認後，使用者は給排水検査担当に「管洗浄用水使用報告書」を提出し，管洗浄用メーターの返却を同時に行うこと。

オ 「管洗浄用水使用報告書」提出後，業務課長決裁を受け，使用水量を認定し，「管洗浄用水使用料金内訳書」を料金課調定担当に提出する。

カ 料金課調定担当は，納入通知書を作成し，使用者に送付する。

キ 使用料金の支払いは，企業局1階窓口または企業局収納取扱金融機関とする。

(4) 工事中止の申請

給水装置工事申込後に工事中止となった場合，指定事業者（主任技術者）は，速やかに給排水指導担当へ取り止め届を提出すること。

(5) 給水装置工事検査申請

① 申請時期と提出手続

ア 申請時期

- (ア) 各種立会検査の申請時期は、希望予定日を前日までに業務課の地区別の「給排水立会検査予定台帳」に記入する。
- (イ) 新設工事の完成立会検査は、所有者等の入居前とする。
- (ウ) 給水装置工事検査申請書は、しゅん工後7日以内に提出するものとし、その後行う完成立会検査は、申請書提出から5日以内（土日祝日を除く。）とする。

イ 提出手続

- (ア) 各種立会検査の申請は、「給排水立会検査予定台帳」の記入によることとし、申請様式は定めない。
- (イ) 工事のしゅん工後に提出を必要とする書類
 - a メーター払出請求書
給水装置工事検査申請書の提出後、メーターの払出しを受けるときに提出すること。
 - b 水道使用開始申込書（新設・改造・開栓用）
新設および改造工事で、メーターが設置される場合に提出すること。
水道使用開始申込書は、水道メーター払出請求書と同時に提出すること。
 - c 水道使用廃止届（改造・撤去・閉栓・中止用）
新設、改造、撤去工事で、既設メーターを閉栓する場合に提出すること。
 - d 水道メーター返納書
新設、改造、撤去工事で取外したメーターは、速やかに水道お客さまセンターに水道メーター返納書を添えて返納すること。
- (ウ) 工事しゅん工後に提出を必要とする図書等
 - a 給水装置工事検査申請書
 - b 給水装置工事 設計・（使用）材料書
 - c 給水装置工事しゅん工図（平面図，立体図，詳細図等）
 - d 水圧試験記録表
 - e 工事しゅん工検査表（指定事業者自主検査）
 - f 給水装置工事写真
写真撮影等については、②道路占用完了届の提出 ア の基本事項のとおりとすること。
 - (a) 宅地内工事写真
 - ・メーター上流側埋設深度
 - ・メーター設置状況
 - ・パイプエンド状況（埋設深度を含む）
 - ・分岐止状況（埋設深度を含む）
 - (b) 道路内工事写真

- ・分岐穿孔状況
- ・分岐止状況（埋設深度を含む）
- ・分岐された管の埋設深度
- ・埋設深度
- ・私道路面復旧完成

g 路面復旧完了届

なお、給水装置工事検査申請書の提出は、第2部 2. 申請の手続

(3) メーターの受渡しの取扱いによる。

② 道路占用完了届の提出

ア 基本事項

(ア) 申請書等に添付する写真は、所定の台紙（別紙）に、1枚ずつ貼ること。

(イ) 工事写真には、工事名、施工年月日、施工箇所、占用者名および施工者名を表示した標板を入れて撮影すること。

イ 国道、道道の道路占用工事完了届

(ア) 占用工事完了届

(イ) 着手届

(ウ) しゅん工届

(エ) 工事写真

a 工事着手前全景（カッター切断前）

b 工事しゅん工時全景

c 工事实施状況（保安対策関係を含む）

d 根掘り

e 埋戻し

f 路床転圧状況

g 路盤転圧状況

h 舗装転圧状況

i 路盤厚寸法および舗装厚寸法

j 占用物件敷設状況（設置状況および寸法がわかるように）

k 本管と引込管との接合状況

l 乳剤散布状況

m 舗装止縁石の撤去・設置状況

n その他、道路管理者が必要と認めたもの

ウ 市道の道路占用工事完了届

(ア) 占用工事完了届

(イ) 着手届

(ウ) しゅん工届

(エ) 工事写真

a 工事着手前全景（カッター切断前）

b 占用物件（埋設深度）および道路復旧工程

c 工事しゅん工時全景

(6) 立会検査の申請

① 申請の方法

- ア 立会検査の申請は、業務課窓口にて「給排水立会検査予定台帳」に必要事項を記入すること。
- イ 「給排水立会検査予定台帳」の記入者は、指名給水装置工事主任技術者または工事内容を熟知する者とする。
- ウ 対象とする工事は、次のとおりとする。
 - (ア) 立会いを指定している分岐穿孔工事
 - (イ) 濁水の発生、水圧低下の恐れがある通水作業
 - (ウ) メーターを設置する工事
 - (エ) 特殊器具を設置する工事
 - (オ) 受水槽を設置する工事
 - (カ) その他管理者が必要と認める工事

② 検査員の指示

- ア 検査員は、工事工程等について事前に打合せを求めることができる。
- イ 検査員は、立会いの際に必要な応じた指示をすることができる。
- ウ 指示に従わない場合、または不適切な技能者が従事しているときは、工事を一時中止させることができる。

③ 給水装置工事検査の担当区域

ア Aブロック

入舟, 船見, 弥生, 弁天, 大町, 末広, 元町, 青柳, 谷地頭, 住吉, 宝来, 東川, 豊川, 大手, 栄町, 旭町, 東雲, 大森, 松風, 若松, 千歳, 新川, 上新川, 海岸, 大縄, 松川, 万代, 浅野, 吉川, 北浜, 港町1～3丁目, 追分, 亀田, 大川, 田家, 白鳥, 八幡, 宮前, 中島, 千代台, 堀川, 高盛, 宇賀浦, 杉並, 本町, 梁川, 五稜郭, 日乃出, 的場, 時任, 柳, 松陰, 人見, 金掘, 乃木, 亀田本, 亀田港, 北斗市七重浜1丁目

イ Bブロック

柏木, 川原, 深堀, 駒場, 広野, 湯浜, 湯川町1～3丁目, 戸倉, 榎本, 花園, 日吉町1～4丁目, 上野, 高丘, 滝沢, 見晴, 鈴蘭丘, 上湯川, 銅山, 旭岡, 西旭岡町1～3丁目, 鱒川, 庵原, 亀尾, 米原, 東畑, 鉄山, 蛾眉野, 根崎, 高松, 志海苔, 瀬戸川, 赤坂, 銭亀, 中野, 新湊, 石倉, 古川, 豊原, 石崎, 鶴野, 白石, 本通1～4丁目, 中道1～2丁目, 山の手1～3丁目, 鍛冶1～2丁目, 陣川, 陣川1～2丁目, 神山, 神山1～3丁目, 東山, 東山1～3丁目

ウ Cブロック

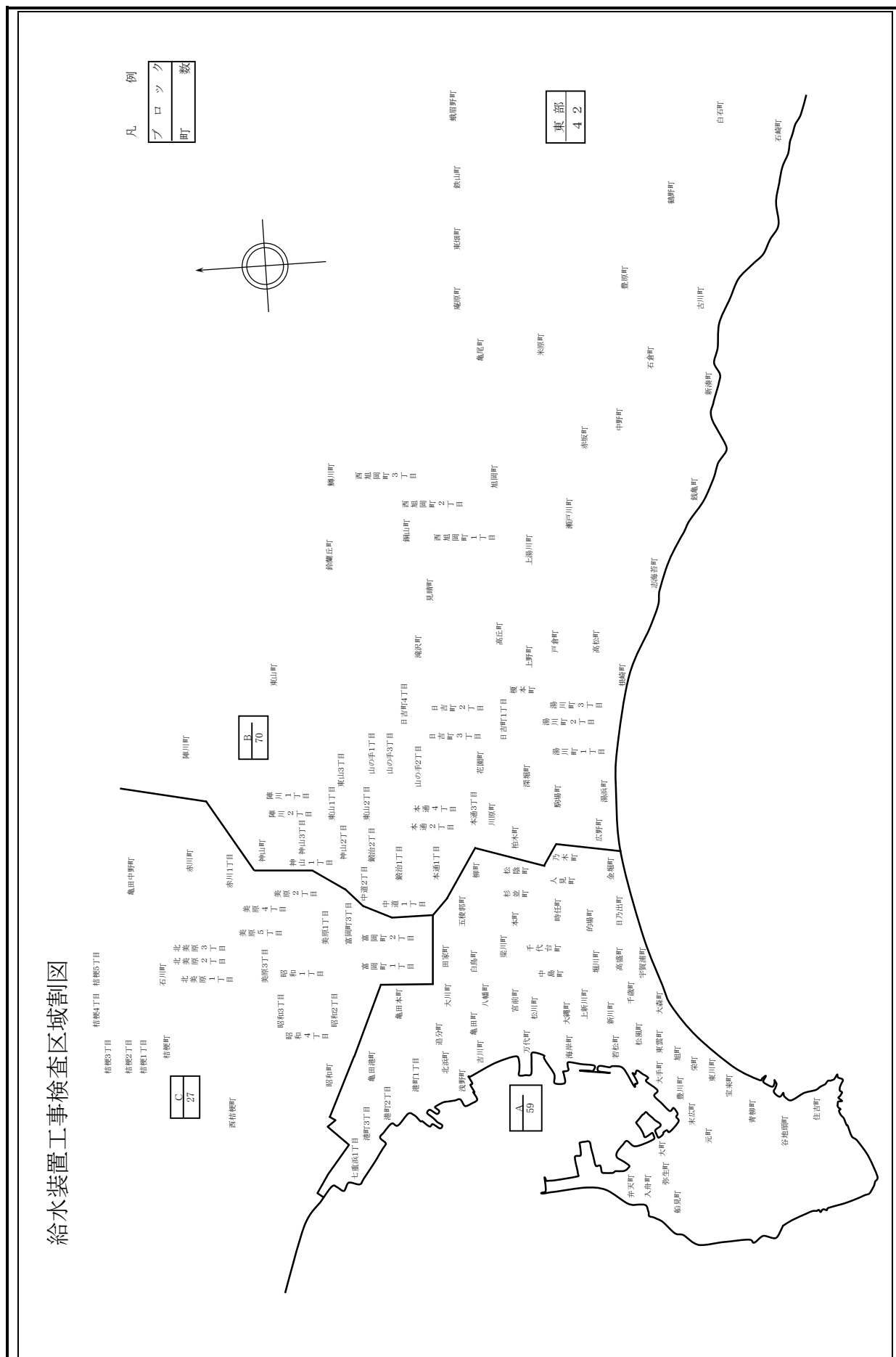
富岡町1～3丁目, 美原1～5丁目, 石川, 桔梗, 桔梗1～5丁目, 西桔梗, 昭和, 赤川, 赤川1丁目, 亀田中野, 北美原1～3丁目, 昭和1～4丁目

エ 東部ブロック

小安, 釜谷, 汐首, 瀬田来, 弁才, 泊町, 館町, 浜町, 新二見, 原木, 日浦, 豊浦, 大潤, 中浜, 女那川, 川上, 高岱, 日ノ浜, 古武井, 恵山, 柏野, 御崎, 新浜, 恵山岬, 元村, 富浦, 島泊, 新恵山, 絵紙山, 新八幡, 銚子, 古部, 木直, 尾札部, 川汲, 安浦, 白尻, 豊崎, 大船, 双見, 岩戸, 鹿部町字大岩1番地

④ 給水装置工事検査区画割図

【111】取扱



(7) 修繕工事等の報告

① 修繕工事等に伴う連絡事項

ア 公道および公道に準ずる道路（車両の通行できる道路）における自然漏水または、道路工事等で給水管を破損させた場合の修繕を依頼されたときは、事前に水道修繕センターへ連絡すること。

イ 出水量が多く断水を必要とする修繕を依頼された場合は、速やかに水道管路等維持担当へ連絡し、指示を受けること。

ウ 凍結解氷を依頼された場合、メーター手前で地下凍結しているときは、水道修繕センターへ連絡すること。

② 修繕工事報告書の提出

修繕工事を施工した後は、7日以内に「修繕工事報告書」により、速やかに水道管路等維持担当へ届け出ること。

ア 宅地内修繕を行った場合（使用水量認定を必要とするものを含む。）

イ 破損修繕を行った場合（流出水量認定を必要とするものを含む。）

③ 軽微な変更届の取扱い

修繕工事の適用除外となる軽微な変更を行った場合で、使用水量の認定を必要とするときは、「軽微な変更届」を7日以内に水道管路等維持担当へ届け出ること。

④ 使用水量等の認定

使用水量等の認定については、企業局の基準に基づき行う。

⑤ 凍結解氷作業の報告

凍結解氷をした場合は、「凍結解氷作業月例報告書」により、翌月の7日までに水道管路等維持担当へ届け出ること。

(8) その他

① 閉栓を依頼されたときの手続

ア 閉栓は、管理者が行うが、建物等を解体する場合は、指定事業者においても閉栓することができる。

イ 指定事業者が取外したメーターは、速やかに水道お客さまセンターへ返納すること。

② メーターの返納および亡失

メーターの返納およびメーターを亡失またはき損したときには、速やかに水道お客さまセンターへ届け出ること。

ア 水道メーター返納書

イ 水道メーター亡失（き損）届

③ 開栓を依頼されたときの手続

ア 開栓は管理者が行う。ただし、給水装置工事の伴うものは除く。

イ 空家に入居するため開栓を依頼されたときは、水道お客さまセンターに申込みすること。

閲 覧 申 込 書

年 月 日

請求者	氏 名		電 話			
	会 社 名	(法人・個人)				
	住 所					
給水装置および排水設備台帳	設 置 場 所	函館市	町	丁目	番地	号
	利 用 目 的	<input type="checkbox"/> 新設・改造・撤去・仮設工事給水等申請調査 <input type="checkbox"/> 既設配水管及び給水管の配管状況調査 <input type="checkbox"/> 新設・改造工事等排水設備申請調査 (個人) <input type="checkbox"/> 既設排水管の布設状況調査 <input type="checkbox"/> 既設下水道本管の布設状況調査 (公共下水道管) <input type="checkbox"/> その他 <p style="text-align: center;">※ 利用目的の□に✓を記入すること。</p>				
	閲 覧 項 目	<input type="checkbox"/> 給水装置 (個人) <input type="checkbox"/> 給水管 <input type="checkbox"/> 配水管 <input type="checkbox"/> 排水設備 (個人) <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <input type="checkbox"/> 下水道本管 (公共下水道管) <p style="text-align: center;">※ 閲覧する項目の□に✓を記入すること。</p>				
複写申込	複 写 申 込	有 り 無 し (どちらかに○)				
	複 写 資 料	<input type="checkbox"/> 管路図 枚数 枚 <input type="checkbox"/> 給水装置 (個人しゅん工図) 枚数 枚 <input type="checkbox"/> 排水設備 (個人しゅん工図) 枚数 枚 <input type="checkbox"/> その他 枚数 枚 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <input type="checkbox"/> 下水道本管 (公共下水道管) 枚数 枚 <input type="checkbox"/> その他 (分流改造工事図面等) 枚数 枚 <p style="text-align: center;">※ 必要とする複写資料の□に✓を記入すること。</p>				

閲覧に関しては、下記の留意事項を遵守し、窓口担当者の指示に従ってください。

- 1 利用目的を確認できる資料（工事契約書の写し、見積依頼書等）の提示を求める場合があります。
- 2 閲覧において得た個人の情報（特定の個人が識別できる住所及び氏名などのほか、家屋の間取り、利害関係事項等）は、個人のプライバシーの保護並びに基本的人権を侵害することのないよう、十分な配慮をして下さい。
- 3 閲覧により知り得た事項は、使用目的以外には絶対に使用しないこと。また、閲覧等に基づいて作成した書面等は、他に漏れることのないよう管理し、給水装置申込書等の目的達成後においては、不必要となった書面は焼却等の方法により速やかに廃棄して下さい。

企業局確認欄
担当職員

企業局確認欄
担当職員

(第1号様式)

開発行為等に伴う給水装置工事事前協議申出書

年 月 日

函館市公営企業管理者
企業局長

様

住所
申請者 氏名

電話 () -

次の開発行為等に伴う給水装置工事について、設計図書を添えて事前協議を申し出ます。

申請箇所	函館市 町 丁目 番号
宅地面積および 宅地区画数	宅地面積 m ² (区画)
予定建築物の用途	
予定工期	年 月 ~ 年 月
住所 設計者 氏名	電話 () -
備考	
添付書類 (提出数各2部)	1 開発行為等の場所および付近の見取図 2 給水施設計画平面図および造成計画平面図

事前協議内容

1. 給水施設の内容

(1) 別添計画平面図のとおり

(2) 各戸引込み管

布設する ・ 布設しない

2. 給水管等の寄付について

3. 各戸引込み管を布設する場合の維持管理

4. その他

函館市公営企業管理者
企業局長 様

住所
申請者
氏名

各戸引込み管の所有について

このことについて、次の開発行為等（宅地造成）に伴う給水装置工事において、各戸引込み管を布設しますが、その所有区分および維持管理については、下記のとおりとします。

開発行為等申請場所

函館市 町 丁目 番 号（ 区画）

記

- 1 各戸引込み管の所有権は、不動産売買により宅地購入者へ帰属するものとします。
- 2 各戸引込み管に引き続いて給水装置工事が施工されない期間中は、その維持管理について、私共で全責任を持ちます。

以 上

(第4号様式)

年 月 日

函館市公営企業管理者
企業局長 様

住所
申請者
氏名

次の開発行為等（宅地造成）に伴う給水装置工事において、（給水管，消火栓）は、
当面貴局に寄付できません。

今後生ずる維持管理費用等については、一切私共で責任を持ちます。

なお、給水管等の所有者が変更になった場合でも新所有者に当該給水管等の維持管
理について引継ぐものとし、貴局にはご迷惑を掛けません。

開発行為等申請場所

函館市 町 丁目 番 号

以 上

中層建築物直結給水事前協議申込書

年 月 日

函館市公営企業管理者 企業局長 様

	業務課長		主査		担当	
申請者 (所有者)	住所					
	氏名					
指定給水装置工事 事業者	住所					
	氏名					
給水装置設置場所	函館市 町 丁目 番号					
建築物の用途	階数	階	専用住宅	共同住宅	戸	(業種)
使用予定水量	\varnothing /min (m ³ /日)					
配水管等の種別	配水管・配水支管・配水小管・給水管 (口径 mm)					
分岐の位置	函館市 町 丁目 番号先					
給水管の口径	mm		水道メーター 口径	mm		
総損失水頭	(配水管から末端給水栓まで)					m

	課長		主査		担当	
問題点						
指導意見						
備考						

中層建築物直結給水事前協議書

年 月 日

(事前協議申請者)

氏 名 様

函館市公営企業管理者
企 業 局 長

直結給水事前協議の結果について

年 月 日付けにより事前協議のありました下記の物件につきましては、次のとおり回答いたします。

当該地付近の配水管の状況から設計水圧は、 MPa (kgf/cm²) で設計することができます。

なお、一般的にこの設計水圧では 階まで直結給水が可能です。

[注意事項]

- 配水管の切替え工事および事故等により、計画的または緊急に断水、減水し、濁水を伴うことがありますので、使用者等に周知が必要です。
- 給水装置の設計にあたっては、函館市企業局「給水装置工事に係る取扱い」「中層建築物直結給水の取扱い」および厚生省監修「給水装置工事の手引き」に基づいてください。
- 詳細につきましては、企業局または函館市指定給水装置工事事業者にお問い合わせください。

[協議物件]

給水装置設置場所	函館市	町	丁目	番	号			
申請者 (所有者)	住所	町	丁目	番	号			
	氏名							
建築物の用途		階建	住宅	戸	一般用	戸	計	戸

中層建築物直結給水に関わる維持管理届

年 月 日

函館市公営企業管理者 企業局長 様

申請者 住所
(所有者) 氏名

電話

直結給水に関わる維持管理について

このことについて、下記の建物に関わる直結給水装置の管理責任者を次のとおり定め、維持管理については、函館市指定給水装置工事事業者と契約し、下記の事項を遵守します。

給水装置設置場所	函館市 町 丁目 番 号				
建築物名称					
建築物の用途		階建	住宅 戸	一般用 戸	計 戸

記

建 物 の 管 理 責 任 者	住所	函館市 町 丁目 番 号			
	氏名		電話		
維 持 管 理 者 (指定給水装置工事事業者)	住所	函館市 町 丁目 番 号			
	氏名		電話		

[遵守事項]

1. 申請者は管理責任者に変更が生じた場合は、速やかに管理者に届け出ること。
2. 管理責任者は、指定給水装置工事事業者に変更が生じた場合は、速やかに管理者に届け出ること。また、給水装置に異常を認めた場合は、速やかに指定給水装置工事事業者に連絡すること。
3. 維持管理者（指定給水装置工事事業者）は、管理責任者から修繕等の申込みを受けた場合は、速やかに措置を講ずること。
4. 管理責任者は、給水装置の逆止弁の保守点検と漏水調査を1年に1度実施すること。

受水槽式給水の共同住宅等の 特例検針認定申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者 企業局長 様

申請者	設置者または所有者 (給水設備の管理責任者)	住所			
		氏名		電話	

共同住宅の名称					
共同住宅の設置場所	函 館 市 町 丁 目 番 号				
管理する者の連絡先	住所				
	氏名		電話		
建物の概要	一般住宅 (戸) ・ 店舗併用住宅 (戸)				
	その他 (戸)				
	種 類 <input type="checkbox"/> 分譲 <input type="checkbox"/> 賃貸				
	管 理 する 者 <input type="checkbox"/> 常駐 <input type="checkbox"/> 非常駐				
	共 同 玄 関 規 制 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	パイプシャフト施錠 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
各戸水道メーター 口径および数量	階 数 (階建)				
	口径	mm	個	・	口径 mm 個
参考メーター口径	口径	mm	個		
受水槽以下給水設備 の設計者	住所				
	氏名		電話		
受水槽以下給水設備 の施工者	住所				
	氏名		電話		
着手予定年月日	年 月 日				
しゅん工予定年月日	年 月 日				
摘 要					

協 定 書

函館市企業局（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、乙が設置または所有する函館市 町
丁目 番 号にある建築物の受水槽以下の給水設備に、甲
が、水道メーター（以下「メーター」という。）を貸与し、検針および水
道料金の徴収を行う（以下「特例検針」という。）ことについて、次のと
おり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、共同住宅等で水道法適用外の受水槽以下の給水設
備から、給水を受ける各戸が住居専用の場合、設置者等から特例検針
の申請があったとき、直結式により給水を受けている使用者と同様に
検針し、水道料金と下水道使用料の徴収を行うことを目的とする。

（管理責任者）

第2条 管理責任者は、協定を締結する乙とする。

（メーターの貸与）

第3条 甲は、水道の使用者または管理人もしくは建物の所有者にメー
ターを貸与する。

2 メーターの設置は、受水槽上流側に参考メーターと各戸ごとの各戸
メーターとする。

（給水設備の構造および材質）

第4条 受水槽以下の給水設備は、建築基準法および建築基準法施行令
等に定める基準に適合していなければならない。

(メーターの検針)

第 11 条 甲は、各戸ごとに設置したメーターと参考メーターを隔月ごとに 1 回検針する。ただし、甲が必要と認めるときは、毎月または随時検針する。

(水道料金等の徴収等)

第 12 条 甲は、函館市水道事業給水条例および函館市下水道条例の規定により、使用者から徴収する。

(義務の継承)

第 13 条 この協定に係る一部または全部について、所有権等が移転した場合、乙は自己の責任と負担において、この協定書に定める義務を当該所有権等を有する者に継承しなければならない。

2 乙は、義務の継承に伴い管理責任者変更届（第 3 号様式）により、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(協議)

第 14 条 この協定に定める事項の変更またはこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 函館市公営企業管理者
企業局長

印

乙

印

管理責任者(変更)届

年 月 日

函館市公営企業管理者 企業局長 様

申請者	新管理責任者 (設置者または所有者)	住所			
		氏名		電話	

旧管理責任者氏名 (設置者または所有者)						
共同住宅の名称						
共同住宅の設置場所	函館市	町	丁目	番	号	
管理する者の連絡先	住所					
	氏名		電話			
建物の概要	一般住宅 (戸) ・ 店舗併用住宅 (戸) その他 (戸) 種類 <input type="checkbox"/> 分譲 <input type="checkbox"/> 賃貸 管理する者 <input type="checkbox"/> 常駐 <input type="checkbox"/> 非常駐 共同玄関規制 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 パイプシャフト施設 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 階数 (階建)					
	各戸水道メーター 口径および数量	口径	mm	個	・ 口径	mm
参考メーター口径	口径	mm	個			
摘要						

受水槽清掃用水使用申込書

年 月 日

函館市公営企業管理者 企業局長 様

申 込 者	住所	函 館 市	町	丁 目	番	号
	氏名					

共同住宅の 設置場所	共同住宅の名称 管理責任者 (設置者または所有者)	期 間	使用水量 (m ³)	受水槽容量(m ³)		※ メーター 区分
				低 置	高 置	
計	箇所					
※ 備考 (お客様番号)						

【取扱三三】

※は企業局記入欄

受水槽清掃用水使用報告書

年 月 日

函館市公営企業管理者 企業局長 様

申 込 者	住所	函 館 市	町	丁目	番	号
	氏名					

共同住宅の 設置場所	共同住宅の名称 管理責任者 (設置者または所有者)	期 間	使用水量 (m ³)	受水槽容量(m ³)		※ メーター 区分
				低 置	高 置	
計	箇所					

※ 備考 (お客様番号)

【取扱三】

受水槽式給水の共同住宅等の 特例検針認定廃止届

年 月 日

函館市公営企業管理者 企業局長 様

管 理 責 任 者 (設置者または所有者)	住所
	氏名 電話
認 定 番 号	第 号
認 定 年 月 日	年 月 日

記

共同住宅の名称	
共同住宅の設置場所	函 館 市 町 丁目 番 号
戸数および階数	一般住宅 戸 ・ 店舗併用住宅 戸 その他 戸 ・ 階数 (階建)
各戸水道メーター 口径および数量	口径 mm 個 ・ 口径 mm 個
参考メーター口径	口径 mm 個 ・ 口径 mm 個
廃止の理由	<input type="checkbox"/> 建物の解体による。 <input type="checkbox"/> 全戸未入居による。 <input type="checkbox"/> 直結給水に変更のため。 (全戸直結給水) (階まで直結給水) <input type="checkbox"/> その他

イ 乾式

平常時に使用する給水管よりスプリンクラー設備系統のみへ分岐し、平常時には通水することなく、電動弁および制御盤により火災時のみ通水となる方式である。

なお、停電時には自動散水されないため、電動弁を手動開放するなどの措置が必要なことや、誤作動により通水されることも考えられるので注意すること。

⑥ 確認書の提出

水圧試験の圧力および加圧時間は、原則としてすべての口径に対し、1.0 MPa (10 kgf/cm²) 3分間とすること。

なお、構造によっては水圧試験を省略することができるが、責任区分等を確実に了知させるため、水圧試験の有無にかかわらず「水道直結式スプリンクラー設備に係る確認書」を提出すること。

⑦ その他

ア 水道直結式スプリンクラー設備の設置状況を把握するため、台帳を作成ししゅん工検査完了後に台帳に記載すること。

なお、断水時等には、水道直結式スプリンクラー設備が機能しないため、事前広報が必要であることから、関係課へ情報提供すること。

イ 水道直結式スプリンクラー設備を設置する場合は、小規模社会福祉施設に限らず、住宅用等についてもこの取扱いに準ずること。

ウ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に関し、必要に応じて消防本部予防課と情報交換など連携を図ること。

(12) その他

この取扱いに定めない事項については、管理者が別に定める。

水道直結式スプリンクラー設備に係る確認書

年 月 日

函館市公営企業管理者 企業局長 様

(申込者)

住 所

氏 名

(給水装置設置場所)

函館市 町 丁目 番 号

上記の場所に設置する水道直結式スプリンクラー設備に関しては、水道法令および消防法令ならびに関係法令に基づき設置し、下記の事項を遵守します。

また、その他問題が生じた場合は当方で処理します。

記

1. 非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情によって、断水や水圧低下等により水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても、自己の責任において処理すること。
2. 水道直結式スプリンクラー設備の火災時以外における作動および火災時に非作動が生じても、自己の責任において処理すること。
3. 停電時および凍結防止等のための水抜き時に、正常に作動しないスプリンクラー設備があるので、使用方法を熟知すること。
4. 水道直結式スプリンクラー設備が設置された建物等を賃貸する場合には、本設備には条件が付いていることを借家人等に熟知させること。
5. 水道直結式スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、上記事項について譲受人に熟知、継承させるとともに、新所有者より企業局へ所有者変更届を提出させること。

課長	主査	主査	担当

直結増圧給水事前協議申請書

函館市公営企業管理者
企業局長 様

(事前協議申請者)

住所

氏名

(Tel. - -)

下記の建物に直結増圧給水したいので事前協議を申請します。

受付番号		受付日	年 月 日
建築主	住所 氏名 (Tel. - -)		
建築場所	函館市		
建物概要	建築物 : <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既設 (各戸検針: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし) 給水装置 : <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 撤去新設 <input type="checkbox"/> 既設 しゅん工(通水)予定 : 年 月 日		
	建物階高	給水階高	建物業態 <input type="checkbox"/> 住宅専用ビル <input type="checkbox"/> 業務専用ビル <input type="checkbox"/> 住業併用ビル
	__階高	__階	建物業態内訳 ・住宅用__戸 × __棟 ・業務用__戸 ~ 床面積延__m ² ・業 態_____ 直結増圧装置設置階高__階 直圧共同水栓設置場所 <input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外 ※冬期間も使用可能なこと
計画使用水量	1日最大使用水量 m ³ /日 ・ 瞬時最大流量 l/秒		
分岐口径	配水管 mm × 取り出し給水管 mm		
ポンプ型式	(1)メーカー名 mm (2)型式名		
ポンプ仕様	(1)ポンプ口径 mm (2)最大給水量		
宅地・道路標高	宅地標高と配水管埋設道路標高の高低差 宅地標高EL m - 道路標高 m = 高低差 m		
建築高さ	建築高さ m ・ 最上階までの立上り管高さ m		
関係添付図	①付近見取図 ②建築平面図 ③給水装置工事設計図(平面・立体図) ④水理計算書 ⑤増圧装置仕様書		
備考	記載例: 各戸に設置する水道メーターは共用パイプシャフト内とし、検針・取替えが容易にできる構造とします。		

※太線内の必要事項を記載の上関係図面を添えて申請すること。

※業務用ビルは、階数と業態を記載すること。

(記載例: 1~2階事務所, 3階事務所, 4~10階住宅)

	課長		主査		担当	
管路整備室記入欄						
問題点						
指導意見						
備考						

直結増圧給水事前協議回答書

年 月 日

(事前協議申請者)

氏名 様

函館市公営企業管理者
企業局長

直結増圧給水事前協議の結果について

年 月 日付により事前協議のありました下記の物件について次のとおり回答いたします。

1 協議物件

受付番号	増圧給水階高	階	住・業・併用	住・業	戸	新築・既存
建築主	住所 氏名					
建築場所	函館市		建物名称			

2 協議結果

<input type="checkbox"/> 直結増圧給水が可能です。なお、付近配水管の水圧状況および管網状況を調査した結果、当該地は配水管設計水圧 MPa で設計することができます。 なお、逆流防止装置は【減圧式逆流防止器】を直結増圧装置の上流側に設置すること。
<input type="checkbox"/> 直結増圧給水は、次の理由により不可能です。

3 直結増圧給水が可能な場合の留意事項

- (1) 配水管を切替工事および事故等により計画的または、やむを得ず緊急的に断減水し、または、濁水等を伴うことがありますので、給水方式による長所・短所を十分考慮してください。
- (2) 給水装置の設計にあたっては、「給水装置工事に係る取扱指針」「中高層建築物の直結増圧給水の取扱い」に基づいてください。
- (3) ポンプ室内は2 m以上の高さ、設置されたポンプ周辺には60 cm以上の点検スペースを確保し、機器の搬入および管理人等の出入りに支障のない構造の開口部を設置すること。
- (4) 建物規模および用途に変更がある場合は再度協議が必要です。
- (5) 給水装置工事申込時に複写を添付してください。

直結増圧装置設置条件承諾書

年 月 日

函館市公営企業管理者
企業局長 様

事前協議受付番号			
設置場所	函館市	建物名称	
所有者	住所		
	氏名		
	電話番号	TEL	— —
直結増圧装置管理人	住所		
	氏名		
	電話番号	TEL	— —

直結増圧装置を設置するにあたり、下記の条件を承諾し適正に管理いたします。

記

1 使用者への周知について

次の特徴を理解し、使用者等に周知させるとともに、直結増圧装置による給水についての苦情を企業局に一切申し立てません。

- ① 停電や故障等により直結増圧装置が停止した時、または水圧低下に伴い出水不良および濁水が発生した時には直圧共同水栓を使用いたします。
- ② 企業局が行う計画的な断水および緊急的な断水の際に、水の使用ができなくなることを承諾いたします。

2 緊急時の対応について

直結増圧装置の故障時等の対応を迅速にするため、メーカー名・型式・設定圧等の装置情報および所有者・管理人等の緊急連絡先を表示板に記入し、ポンプ室および管理人室等に設置し周知いたします。

また、設備のしゅん工図書等についてもポンプ室および管理人室等に常備いたします。

3 定期点検について

直結増圧装置の機能を適正に保つために、適宜、保守点検および修理をおこなうとともに、1年以内ごとに1回の定期点検を行います。

4 損害の補償について

- ① 函館市水道事業給水条例第15条3に則り、給水の制限または停止のため直結増圧装置に損害を生ずることがあっても、企業局はその責を負わないことを承諾いたします。
- ② 直結増圧装置の設置に起因して、逆流または漏水等が発生し、企業局もしくはその他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償いたします。

5 直結増圧装置管理人等の変更届について

直結増圧装置の所有者または管理人を変更するときは、変更後の所有者または管理人にこの装置が条件付のものであることを熟知させた上、企業局に書面で届出いたします。

6 既設配管使用の責任について

既設の装置を使用し、直結増圧方式にした場合は、これに起因する漏水等の事故については、所有者

または使用者の責任において解決するとともに、企業局の指示に従い速やかに改善いたします。

7 水道メーターの管理について

水道メーターの維持管理および計量に支障のないようにいたします。

8 水道メーターの取替えの措置について

計量法に基づく水道メーターの取替えおよび水道メーターの異常等による取替えの際には、企業局に協力し断水することを承諾いたします。

9 関係法令の遵守

上記各項の他、取扱い上必要な事項は、水道法および函館市水道事業給水条例および同施行規程等の関係法令を遵守して施工および維持管理を行います。

10 紛争の解決

上記各項の条件を使用者等に周知徹底させ、直結増圧装置に起因する紛争等については、当事者間で解決し、企業局に一切迷惑をおかけしません。

11 その他

企業局が行う水量・水圧等の調査について協力いたします。

直結増圧給水検査表

				検査年月日	年	月	日
給水装置設置場所		増圧装置設置場所		階数・戸数	戸階		
申込者氏名		指定事業者		主任技術者			
減圧式逆流防止器	メーカー名			連絡先			
	型式						
直結増圧装置	メーカー名			連絡先			
	型式						

	項 目	内 容	判断基準	判
水圧	ポンプ1次圧側の水圧検査	ポンプ上流側で水圧を計る	1.00MPa 3分間（記録表）	
	ポンプ2次圧側の水圧検査（最上階）	ポンプ下流側で水圧を計る	最上階で 1.00MPa 3分間（記録表）	
減圧式逆流防止器	流入仕切弁の設置			
	防振対策	直結加圧ユニット1次側に可とう継手		
	ストレーナーの設置	減圧式逆流防止器と同口径		
	減圧式逆流防止器のメーカー記載	しゅん工図に記載があること		
	連絡先の記載	しゅん工図に記載があること		
	減圧式逆流防止器の型式の記載	しゅん工図に記載があること		
	減圧式逆流防止器排水口の吐水口空間	口径 25mm 以下は 50mm 以上，口径 25mm を越えるものは 1.7×口径+5mm 以上		
減圧式逆流防止器外部排水警報装置の設置	管理室等に表示			
直結増圧装置本体	JWWA等のシールの確認	制御盤に楕円形シール		
	連絡先等の表示	制御盤および管理室等に表示		
	ポンプメーカーの記載	しゅん工図に記載があること		
	連絡先の記載	しゅん工図に記載があること		
	ポンプ型式の記載	しゅん工図に記載があること		
	ポンプ自動停止設定圧	制御盤で確認（水理計算書参照）	流入水圧-0.05MPa	
	ポンプ自動復帰設定圧	制御盤で確認（水理計算書参照）	流入水圧	
	吐水制御水圧（ON）	制御盤で確認	現状水圧で調整	
	吐水制御水圧（OFF）	制御盤で確認	現状水圧で調整	
	直結加圧装置異常警報装置の設置	管理室等に表示		
	防振対策の措置	直結加圧ユニット2次側に可とう継手		
流出仕切弁の設置				
直結増圧装置設置環境・直結共同水栓	第1止水用具	道路・民地の境界付近の民地内		
	直圧共同水栓	常時鍵がかかる所以外に設置		
	凍結防止措置	電気ヒーター等の設置		
	釜場、排水ポンプの設置			
	点検スペース（周囲）	直結加圧ユニットの周囲（扉の開閉に注意のこと）	60cm 以上	
	点検スペース（高さ）	ポンプ室高さ（梁・換気設備等は除く）	2m 以上	
開口部・手すりの設置	機器の搬入出および管理人の出入りが容易なこと			

増圧装置定期点検チェックシート (例)

お客様 住所・氏名			
立会者			
点検日	年	月	日
	担当者		

仕 様							
ユニット	呼び径	mm		ポンプ	型式・型番		
	最大流量	m ³ /min			製造番号		
	吐出圧力	MPa			吐出量		
	タンク	流入側	1・封入圧	MPa	電動機	全揚程	
		吐出側	1・封入圧	MPa		型式	
	流入圧力	MPa		定格	KW	V	P

点 検 項 目		
	No.1 ポンプ	No.2 ポンプ
回転方向	良 ・ 修正	良 ・ 修正
軸受	良 ・ 否 ・ 交換	良 ・ 否 ・ 交換
フロースイッチ	良 ・ 否 ・ 交換	良 ・ 否 ・ 交換
運転電流	A	A
モータ絶縁抵抗	MΩ	MΩ
ポンプ締切圧力	MPa	MPa
電源電圧	R-S: V	R-T: V S-T: V
ポンプ交互運転	動作: 良 ・ 否	
流入圧警報	流入圧 m 低下警報発生:	m ポンプ停止: m
逆流防止器	方 動 良 ・ 否 式: 作:	

設 定 調 整 値			
目標圧力	最高:	MPa	最低: MPa
設定圧力	始動圧力:	MPa	停止圧力: MPa 停止動作時間: 秒
インバータ	スタンバイ速度:	Hz	最低速度: Hz 最高速度: Hz

認証機関名	住所	問合せ先
JWWA (社)日本水道協会	〒102-0074 東京都千代田区九段南 4-8-9	03(3264)2736 品質認証センター
JHIA (財)日本燃焼器具検査協会	〒247-0056 神奈川県鎌倉市大船 1751	0467(45)6277 検査部
JET (財)電気安全環境研究所	〒151-8545 東京都渋谷区代々木 5-14-12	03(3466)5183 製品認証部
JIA (財)日本ガス機器検査協会	〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-10 JIA ビル	03(5570)5990 認証技術部

なお、共通認証マークを使用していない第三者認証機関もあり、現在のところ下記の1機関となっているが、今後、増える可能性もあることから、詳細については、厚生労働省給水装置データベース等を参考にすること。

認証機関名	住所	問合せ先
UL アンダーライタース・ラボラトリーズ・インク	〒516-0021 三重県伊勢市朝熊町 4383-326	0596(24)6735 (株)ユー・エル日本

(4) 自己認証品の基準適合証印

現行、自己認証を行っているメーカーは下記のとおりだが、今後、他の自己認証品の検査証印等が明らかになり次第登載する。

自己認証 メーカー名	TOTO 株式会社	タカラベルモント株式会社
認証ラベル		

第4部 函館市企業局指定給水装置工事事業者に関する事務取扱い

1. 総則	1
2. 指定給水装置工事事業者の指定等	1
3. 給水装置工事主任技術者	4
4. 指定給水装置工事事業者の義務	5
5. 指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理	6
6. 水道法施行規則に定める様式（抜粋）	7
・ 指定給水装置工事事業者指定申請書	9
・ 誓約書	1 1
・ 機械器具調書	1 2
・ 給水装置主任技術者選任・解任届出書	1 3
・ 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書	1 4
・ 指定給水装置工事事業者 廃止・休止・再開・届出書	1 5

第 4 部

1. 総則

(目的)

- (1) この取扱いは、函館市水道事業給水条例（昭和34年3月12日函館市条例第3号）（以下、「条例」という。）の第8条第1項の規定および函館市水道事業給水条例施行規程（昭和38年函館市水道局規程第4号）（以下「施行規程」という。）の第14条の2に規定する函館市企業局指定給水装置工事事業者（以下、「指定事業者」という。）について、必要な事項を定め、給水装置工事の適正な施行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

- (2) この取扱いにおいて用語の定義は次のとおりとする。
- ① 「法」とは、水道法（昭和32年法律第177号）をいう。
 - ② 「政令」とは、水道法施行令（昭和32年政令第336号）をいう。
 - ③ 「施行規則」とは、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）をいう。
 - ④ 「管理者」とは、函館市公営企業管理者をいう。
 - ⑤ 「給水装置」とは、配水管から分岐して設けられた給水管およびこれに直結する給水用具をいう。
 - ⑥ 「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕（施行規則第13条で定める給水装置の軽微な変更を除く。）または撤去の工事をいう。
 - ⑦ 「主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者をいう。

2. 指定給水装置工事事業者の指定等

(指定の申請) 法第16条の2第1項、法第25条の2第2項、第25条の3の2第4項

- (1) 条例第8条第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。
- (2) 指定事業者の指定を受けようとする者は、施行規則に定められた様式第1による申請書に次の各号に掲げる事項を記載し、施行規程第14条の2の規定により、管理者に申請しなければならない。
- ① 氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者の氏名
 - ② 給水装置工事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称および所在地ならびに、法第25条の4第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名および当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号
 - ③ 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能および数
 - ④ その他厚生労働省令で定める事項

(指定の基準) ・ ・ ・ ・ ・ 法第 25 条の 3

(3) 管理者は、指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、指定をしなければならない。

- ① 事業所ごとに法第 25 条の 4 第 1 項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- ② 次に定める機械器具を有する者であること。
 - ア 金切りのこ, その他管の切断用の機械器具
 - イ やすり, パイプねじ切り器その他の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ, パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - エ 水圧テストポンプ
- ③ 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 心身の故障により給水装置工事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 水道法に違反して, 刑に処せられ, その執行を終わり, または執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - エ 指定を取り消され, その取消の日から 2 年を経過しない者
 - オ その業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - カ 法人であって, その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(4) 指定の申請書には、次の書類を添えなければならない。

- ① 前項(3) ③のアからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- ② 法人にあつては定款または寄附行為および登記事項証明書, 個人にあつては, その住民票の写し

(5) 前項(4) ①に規定する書類は、施行規則に定められた様式第 2 によるものとする。

(指定書の交付)

(6) 管理者は、条例第 8 条第 1 項の指定を行ったときは、指定事業者に函館市企業局指定給水装置工事業業者指定書 (第 1 号様式の 3, 以下「指定書」という。) を交付するものとする。

(7) 指定事業者は、事業の廃止を届け出たときまたは指定の取り消しを受けたときは、指定書を管理者に返納しなければならない。

(8) 指定事業者は、事業の休止を届け出たときまたは指定の停止を受けたときは、指定書を管理者に返納しなければならない。

(9) 指定事業者は、指定書を汚損し、または紛失したときは、再交付を申請することができる。

(指定の有効期間)

- (10) 指定事業者の指定の有効期間は、新規に指定を受けた者については、指定の日から起算して5年間とし、指定の更新を受けた者については、従前の指定の有効期間の翌日から起算して5年間とする。

(変更の届出等) ・ ・ ・ ・ ・ 法第25条の7

- (11) 指定事業者は、次の各号の一に掲げる事項に変更があったとき、または給水装置工事業の事業を廃止し、休止し、もしくは再開したときは、次の各項に定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

- ① 氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 法人にあっては、役員の氏名
- ③ 主任技術者の氏名または主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

- (12) 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に施行規則に定められた様式第10による届出書に次の書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- ① 前項(10)①に掲げる事項の場合には、法人にあっては定款または寄附行為および登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
- ② 前項(10)②に掲げる事項の場合には、施行規則に定められている様式第2による誓約する書類および登記事項証明書

(廃止等の届出)

- (13) 法第25条の7の規定により事業の廃止、休止または再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、または休止したときは、当該廃止または休止の日から30日以内に、また事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、施行規則に定められている様式第11による届出書を管理者に提出しなければならない。

(指定の取消し) ・ ・ ・ ・ ・ 法第25条の11

- (14) 管理者は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第8条第1項の指定を取り消すことができる。

- ① 法第25条の3第1項の指定の基準各号に適合しなくなったとき。
- ② 法第25条の4第1項または第2項の規定に違反したとき。
- ③ 法第25条の7の規定による届出をせず、または虚偽の届出をしたとき。
- ④ 法第25条の8に規定する給水装置工事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事業の運営をすることができないと認められるとき。
- ⑤ 法第25条の9の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- ⑥ 法第25条の10の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、または虚偽の報告もしくは資料の提出をしたとき。
- ⑦ その施行する給水装置工事業が水道施設の機能に傷害を与え、または与えるおそれが大であるとき。
- ⑧ 不正の手段により指定を受けたとき。

(指定の停止)

- (15) 前項(14)各号に該当する場合において、指定事業者に特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

(指定等の公示) ・ ・ ・ ・ ・ 法第25条の3第2項、法第25条の11第2項

- (16) 次の各号に該当するときは、遅滞なくその旨を公示する。

- ① 指定事業者を指定したとき。
- ② 指定事業者から給水装置工事業の廃止、休止、または再開の届出があったとき。
- ③ 指定事業者の指定を取り消したとき。
- ④ 指定事業者の指定の効力を停止したとき。

3. 給水装置工事主任技術者

(主任技術者の職務等) ・ ・ ・ ・ ・ 法第25条の4第3項

- (1) 主任技術者は、次の各号に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- ① 給水装置工事に関する技術上の管理
- ② 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- ③ 給水装置工事に係る給水装置の構造および材質が政令第5条に定める基準に適合していることの確認
- ④ 給水装置工事に関し、管理者と次に掲げる連絡または調整を行うこと。
 - ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
 - イ 給水装置工事に係る工法、工期その他工事の条件に関する連絡調整
 - ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

- (2) 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(主任技術者の選任等) ・ ・ ・ ・ ・ 法第25条の4第1項、第2項

- (3) 指定事業者は、条例第8条第1項の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

- (4) 指定事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

- (5) 指定事業者は、主任技術者を選任または解任したときは、施行規則に定められた様式第3による届出書により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

- (6) 指定事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、一つの事業所の主任技術者が同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。

主任技術者選任等義務違反	第25条の11 第1項第2号	第25条の4 第1項、第2項	施行規則 第21条 第1項、第2項	指定を受けた日または選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときから2週間以内に給水装置工事主任技術者を選任しないときまたは選任もしくは解任の届出をしないとき。	指定の取消しまたは指定の効力の停止6月以下もしくは文書警告
届出義務違反	第25条の11 第1項第3号	第25条の7	施行規則 第34条・35条	給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。 事業所の名称および所在地等の変更届出を提出しないときまたは虚偽の届出をしたとき。 事業の廃止、休止、再開の届出をしないときまたは虚偽の届出をしたとき。	指定の効力の停止3月以下または文書警告 指定の取消しまたは文書警告
事業運営基準違反	第25条の11 第1項第4号	第25条の8	施行規則 第36条第1号 施行規則 第36条第2号	給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。 配水管から分岐して給水管を設ける工事および給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管および他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができず、技能を有する者を従事させ、またはその者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	指定の取消しまたは指定の効力の停止6月以下もしくは文書警告
			施行規則 第36条第3号	管理者の承認を受けた工法、工期その他工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	
			施行規則 第36条第4号	給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術向上のため、研修の機会を確保しないとき。	
			施行規則 第36条第5号イ	水道法施行令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。（令第6条：給水装置の構造及び材質の基準）	

事業運営基準違反	第25条の11 第1項第4号	第25条の8	施行規則 第36条第5号ロ	給水管および給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	
	第25条の11 第1項第5号	第25条の9	施行規則 第36条第6号	指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。または、当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	
	第25条の11 第1項第6号			給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないうとき。	指定の取消しまたは指定の効力の停止6月以下もしくは文書警告
	第25条の11 第1項第7号			給水装置工事に関する報告または資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、または虚偽の報告もしくは資料の提出をしたとき。 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、または与えるおそれが大きいとき。	
不正申請	第25条の11 第1項第8号			不正の手段により指定事業者として指定を受けたとき。	指定の取消し

弁明の機会の付与通知書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者
企業局長

印

不利益処分に係る弁明の機会の付与を次のとおり行うので、行政手続法第30条（函館市行政手続条例第28条）の規定により通知します。

予定される不利益処分の内容	
予定される不利益処分の根拠となる法令の条項	
予定される不利益処分の原因となる事実	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	年 月 日
※口頭による弁明の機会の付与	出頭すべき日時 年 月 日 時 分
	出頭すべき場所
問合せ先	

注1 弁明をするときは、証拠書類または証拠物を提出することができます。

2 ※印欄は、口頭による弁明の機会の付与を行う場合に記入してあります。

弁 明 書

年 月 日

函館市公営企業管理者
企業局長 様

住所
氏名

年 月 日付で通知のあった下記の弁明の機会の付与に関し、次のとおり弁明書を提出します。

予定される不利益 処分の内容	
予定される不利益 処分の原因となる 事実その他当該事 案の内容について の意見	

6. 水道法施行規則に定める様式（抜粋）

- ・ 指定給水装置工事事業者指定申請書
- ・ 誓約書
- ・ 機械器具調書
- ・ 給水装置主任技術者選任・解任届出書
- ・ 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書
- ・ 指定給水装置工事事業者 廃止・休止・再開 届出書

様式第1（第18条関係）

(表面)
指定給水装置工事事業者指定申請書

殿

年 月 日

申請者 氏名又は名称

住 所

代表者氏名

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、
同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員，取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	
機械器具の名称，性能及び数	別表のとおり

（備考）この用紙の大きさは，日本工業規格A列4番とすること。

(裏面)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2（第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、
水道法第25条の3第1項第3号イからへまでの
いずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者 氏名又は名称

住 所

代表者氏名

殿

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

機械器具調書

年 月 日現在

種 別	名 称	型 式 ・ 性 能	数 量	備 考

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」，「管の加工用の機械器具」，
「接合用の機械器具」，「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは，日本工業規格A列4番とすること。

第5部 申請書等の様式

1. 給水装置工事設計審査申請関係

・ 給水装置工事申込書	1
・ 給水装置工事 設計 使用 材料書	3
・ 給水装置工事承認通知書	5
・ 取り止め届	6

2. メーターの受渡し関係

・ 水道使用開始申込書（3枚複写）	7
・ 水道メーター払出請求書（3枚複写）	8
・ 水道使用廃止届（3枚複写）	9
・ 水道メーター返納書（3枚複写）	10
・ 管洗浄用水使用申請書	11
・ 管洗浄用水使用許可書	12
・ 管洗浄用水使用報告書	13
・ 管洗浄用水使用料金内訳書	14

3. 給水装置工事検査申請関係

・ 給水装置工事検査申請書	15
・ 給水装置箇所現場写真（台紙）	16
・ 工事しゅん工検査表	17
・ 占用工事完了届（道路管理者に提出用）	18
・ 路面復旧完了届	20
・ 仕切弁情報台帳	20-1
・ 消火栓情報台帳	20-2

4. 立会検査の申請関係

・ 給排水立会検査予定台帳	21
---------------------	----

5. 修繕報告書関係

・ 修繕工事報告書	23
・ 軽微な変更届	24

・ 凍結解氷月例報告書	2 5
・ 水道メーター亡失（き損）届	2 6
6. 給水条例施行規程様式（抜粋）	
・ 代理人選定（変更）届	2 7
・ 管理人選定（変更）届	2 8
・ 用途変更届	2 9
・ 私設消火栓消防演習使用届	3 0
・ 給水装置所有者変更届	3 1
・ 消防用水道使用届	3 2
・ 給水装置異状届（表）修繕費用内訳書（裏）	3 3

1. 給水装置工事設計審査申請関係

- ・ 給水装置工事申込書
- ・ 給水装置工事 設計 使用 材料書
- ・ 給水装置工事承認通知書
- ・ 取り止め届

第1号様式（第14条，第14条の7関係）

主	査	受	付

受	付	年	月	日	受	付	番	号	整	理	番	号
		年	月	日			第	号				

給水装置工事申込書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

課	長	主	査	主	査	審	査	担	当

申 込 者 (給水装置所有者)	住 所	〒□□□□-□□□□ □□□□ □□□□ 都道府県 市郡区		
	氏 名			
	電 話	() -		
給水装置使用者氏名				
給水装置設置場所		函館市 町 丁目 (番地) 番 号		
設計審査の申請者 (指定給水装置工事事業者)	住 所			
	氏 名			
	電 話	() -		
指名給水装置工事事業者主任技術者氏名		技能を有する者		
工 事 種 別		新 設 ・ 改 造 ・ 撤 去		
給水装置の用途		家庭用 ・ 一般用 ・ 公衆浴場用		
給 水 方 式		直結・増圧・直増併用・受水槽・直受併用	事前協議	有 ・ 無
分岐管の種別		配水管・公道給水管・宅地内給水管	分岐止	有 ・ 無
水道メーター		口径 mm 個 ・ 口径 mm 個		
給水管最大口径		mm		
給水管所有者分岐承諾		有 ・ 無		
道 路 種 別		国道 ・ 道道 ・ 市道 ・ 私道 ・ その他		
施行者 区 分	分岐箇所から水道メーターまで	指定給水装置工事事業者		
	水道メーターから末端給水栓まで	指定給水装置工事事業者		
着工予定年月日	年 月 日	しゅん工予定年月日	年 月 日	

道路占用許可申請年月日	年 月 日	審査手数料	円
-------------	-------	-------	---

注1 手数料については、函館市水道事業給水条例第34条第2項の規定に基づく。

注2 工事の施行に当たり、申込者が他人の給水装置から分岐して使用する場合は、裏面の承諾書により必ず承諾を受けてください。

取 り 止 め 届

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住 所

申込者

氏 名

先に申しました、次の給水装置については、工事を取り止めたので届け出します。

施工場所	函館市 町 丁目 番 号
申込年月日 および番号	申 込 年 月 日 整理番号
事 由	
指定給水装置 工事事業者	住 所 氏 名

年 月 日

函館市公営企業管理者

企業局長 様

住 所
使用者 氏 名

管洗浄用水使用申請書

下記の場所に設置した給水装置の管洗浄を行うため、管洗浄用水の使用許可を申請いたします。

給水装置設置場所	使 用 者 (指名給水装置工事主任技術者名)	管洗浄 メーター 口 径	使用期間	予定使用水量 (m ³)
			～	
			～	
			～	
			～	
			～	

函 企 水 業
年 月 日

様

函館市公営企業管理者
企業局長 印

管洗浄用水使用許可書

年 月 日付で申請のあった管洗浄用水の使用について、次の事項を条件に許可する。

- 1 給水装置設置場所 別紙のとおり
- 2 使用期間 別紙のとおり
- 3 使用水量 使用者は、検査員の立会による使用水量の確認後、速やかに管洗浄用水使用報告書を提出し、水量の認定を受けるものとする。
- 4 管洗浄用水使用料金 料金は、1 m³につき160円60銭で算定し、納入方法は企業局1階窓口または企業局収納取扱金融機関で納付する。

以 上

年 月 日

函館市公営企業管理者

企業局長 様

住 所
使用者 氏 名

管洗浄用水使用報告書

年 月 日付けで許可のありました管洗浄用水の使用水量について、
下記のとおり報告します。

給水装置設置場所	使 用 者 (指名給水装置工事主任技術者名)	管洗浄 メーター 口 径	使用期間	使用水量 (m ³)
			～	
			～	
			～	
			～	
				計 m ³

年 月分

管洗淨用水使用料金内訳書

料 金 課			業 務 課		
課 長	主 査	担 当	課 長	主 査	担 当

使 用 者	給水装置設置場所	使 用 量 水 量	水売却 料 金	内消費税 相 当 額
		m ³	円	円
計	使用期間 箇所 ~	m ³	円	円

第1号様式の4 (第14条の7関係)

主 査	受 付

受付年月日	受付番号	整理番号
年 月 日	第 号	

給水装置工事検査申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

課 長	主 査	主 査	検査担当

申請者 [指定給水装置 工事事業者]	住 所	-					
	氏 名						
	電 話	() -					
給水装置使用者氏名							
給水装置設置場所		函館市		町	丁目	(番地)	号
給水装置所有者	住 所	都道 府県		市郡 区			
	氏 名						
	電 話	() -					
指名給水装置工事 主任技術者氏名				技能を 有する者			
工 事 種 別		新 設 ・ 改 造 ・ 撤 去					
給 水 方 式		直結・増圧・直増併用・受水槽・直受併用				事前協議	有・無
分 岐 管 の 種 別		配水管・公道給水管・宅地内給水管				分岐止	有・無
立 会 検 査 日		分岐せん孔 工 事	年 月 日		通水作業	年 月 日	
		水圧試験	年 月 日		完 成	年 月 日	
貸与水道メーター		口径	mm	個	口径	mm	個
貸与参考水道メーター		口径	mm	個			
水道メーター払出年月日		年 月 日					
水道メーターおよび配管検査日		水 道 メーター	年 月 日		配管	宅地内	年 月 日
						屋 内	年 月 日
道路部工事	道 路 種 別	国道	道道	市道	私道	その他	
	占 用 許 可 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	路 面 復 旧 届 出 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	路 面 復 旧 検 査 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
路 面 種 別		アスファルト・インターロッキング・砂利道・その他					
着 工 年 月 日		年 月 日		しゅん工年月日		年 月 日	

注 手数料については、函館市水道事業給水条例第34条第2項の規定に基づく。

検査手数料	円
-------	---

給水装置箇所現場写真

契約番号	設置場所	所有者	施工年月日	施工者名
	町 丁目 番 号		年 月 日	
○. 項 目 (例 分岐穿孔)				
○. 項 目 (例 分岐止め)				

○○○○○ 様

(道路管理者名)

[占用工事完了届]

許可番号	住 所	氏 名
	函館市 町 丁目 番 号	

函館市企業局

○○○・○○○○○

(担当課・担当名)

○. 項 目 (例 舗装工事着工前)

○. 項 目 (例 埋設物件)

路面復旧完了届

受 付 年 月 日	受 付
年 月 日	

函館市公営企業管理者 企業局長 様

(指定給水装置工事事業者)

住所

名称

電話 ー

給水装置工事設置場所	函 館 市 町 丁 目 番 号
申込者氏名 (所有者)	

路面復旧年月日	年 月 日
道路破砕年月日	年 月 日
道路種別	<input type="checkbox"/> 国道 <input type="checkbox"/> 道道 <input type="checkbox"/> 市道 <input type="checkbox"/> 私道 <input type="checkbox"/> その他
道路破砕箇所	<input type="checkbox"/> 車道 <input type="checkbox"/> 歩道 <input type="checkbox"/> 歩車道
路面種別	<input type="checkbox"/> アスファルト舗装 <input type="checkbox"/> インターロッキング <input type="checkbox"/> 砂利道 <input type="checkbox"/> コンクリート舗装 <input type="checkbox"/> その他

略 図		課 長
		主 査
		検査担当

目標、寸法は明確に記入すること。

修繕工事報告書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

使用者番号	— — — — — — — — — —											
報告者	住所											
	氏名	電話()										
修繕申込年月日	年 月 日		(修繕箇所位置図)									
給水装置設置場所	函館市	町 丁目									(番地)	番 号
使用者氏名												
修繕施行年月日	年 月 日											
水道メーター	口 径									mm		
	番 号											
	修繕完了時の指針	本器									m ³	
		副管									m ³	
修繕の種類および内容												
公道部分の修繕						宅地内の修繕						
1 破損修繕 2 漏水修繕 (舗装復旧) 面積 m ² 歩道 t = cm 車道 t = cm (修繕工事内容) _____ _____ _____ _____						1 屋外給水管漏水修繕 2 屋内給水管漏水修繕 3 防寒器・水抜き修繕 4 パッキン取替 () 5 立上り管漏水修繕 6 ボールタップ修繕 7 その他 ()						

第7号様式(第38条関係)

課長	調定	検針	再調査	量水器
----	----	----	-----	-----

入力	受付
----	----

水道メーター亡失(き損)届

年 月 日

函館市公営企業管理者 企業局長様

届 出 人	
住 所	町 丁目 番 号
氏 名	
電 話	

お客さま番号	
給水装置設置場所	町 丁目 番 号
使用者氏名	
亡失(き損)年月日	年 月 日
口 径	mm
番 号	
理 由	1 家屋解体による亡失 2 その他

摘 要

代理人選定（変更）届

函館市公営企業管理者企業局長様

年 月 日

給水装置設置場所		町 丁目 番 号
届出人	住 所	町 丁目 番 号
	氏 名	
	電 話	() ー

新代理人	住 所	町 丁目 番 号
	氏 名	
	電 話	() ー
旧代理人	住 所	町 丁目 番 号
	氏 名	

摘 要

管理人選定（変更）届

函館市公営企業管理者企業局長様

年 月 日

給水装置設置場所		町 丁目 番 号
届出人	住 所	町 丁目 番 号
	氏 名	
	電 話	() —

新管理人	住 所	町 丁目 番 号
	氏 名	
	電 話	() —
旧管理人	住 所	町 丁目 番 号
	氏 名	

摘 要

備考 届出人が連名の場合は、別紙または摘要欄に記入してください。

用 途 変 更 届

函館市公営企業管理者企業局長様

年 月 日

使用 者 番 号							
給 水 装 置 設 置 場 所		町 丁 目 番 号					
届 出 人 (使用者)	住 所	町 丁 目 番 号					
	氏 名	印					
	電 話	() ー					

所有者または 代理人	住 所	町 丁 目 番 号					
	氏 名	印					

用 途	新	家 庭 用	一 般 用	公 衆 浴 場 用
	旧	家 庭 用	一 般 用	公 衆 浴 場 用
用 途 変 更 年 月 日		印		

摘 要

私設消火栓消防演習使用届

函館市公営企業管理者企業局長様

年 月 日

給水装置設置場所		町 丁目 番 号
届出人 (使用者)	住所	町 丁目 番 号
	氏名	
	電話	() —

所有者	住所	町 丁目 番 号
	氏名	

消火栓の種類および 使用栓数	1 水道メーター装置のあるもの	<input type="checkbox"/>
	2 水道メーター装置のないもの	<input type="checkbox"/>
使用の日時	年 月 日	午 時から 午 時まで

立会職員 職氏名	
封かん職員 職氏名	
封かん年月日	年 月 日

摘要	
----	--

入力	課長	主査	担当

給水装置所有者変更届

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長様

給水装置設置箇所		町	丁目	番	号
新所有者	住所	町	丁目	番	号
	氏名	印			
	電話	()	—		
旧所有者	住所	町	丁目	番	号
	氏名	印			
	電話	()	—		
変更年月日		年 月 日			
給水装置の所有者が所在不明等のため，その届出書に連署することができないときは，新所有者は，当該給水装置の所有権の取得を証明する書類を提出して，連署に代えることができます。					
変更事由		提出書類			
<input type="checkbox"/> 土地または建物の売買		<input type="checkbox"/> 土地および建物の全部事項証明書 (登記簿謄本の写し)			
		<input type="checkbox"/> その他 ()			
<input type="checkbox"/> 相 続		旧所有者との関係 ()			
<input type="checkbox"/> そ の 他		その他 ()			
提出者	氏名				
	連絡先	TEL () —			
<p><注意></p> <p>1. 太線の枠の中だけ記入して下さい。</p> <p>2. 本届出に関し，後日利害関係人からの異議の申し出があっても，当局はその責任を負いません。</p> <p>3. 新所有者が市外に居住している場合は，別紙代理人選定届けの添付が必要となります。</p>					

局記入欄	水栓番号					
布設年月日	年	月	日	口径	mm	材質
摘 要						

消 防 用 水 道 使 用 届

函館市公営企業管理者企業局長様

年 月 日

使用 者 番 号									
給 水 装 置 設 置 場 所		町 丁 目 番 号							
届 出 人 (使用者または は 管 理 人)	住 所	町 丁 目 番 号							
	氏 名								
	電 話	() —							

所有者または は 代 理 人	住 所	町 丁 目 番 号							
	氏 名								

使 用 の 日 時	年 月 日	午 時 から
		午 時 まで
消 防 署 職 員		

摘 要

【取扱三】

(表) 給水装置異状届

年 月 日 午前 午後 時 分

函館市公営企業管理者企業局長様

使用者番号										金額	円
給水装置設置場所	町		丁目	番	号						
使用者	氏名	住所		氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所
申込者	氏名	住所		氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所
支払者	氏名	住所		氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所
故障内容											
装置	水栓	床下	仮修繕者	月	日	時	分	発着	不明	留守,その他	
		立上り管	住宅					終着			
	防寒器	公道						発着			
		私道						終着			
	継手	軌道						発着			
工事内容											
目 標											
業者破損											
工事予定											

(裏) 修繕費用内訳書

施工済認印	修繕者	修繕処理内容	年	月	日	施工
		しゅん工				分
		再調査				分
		先方修繕				分
		修繕不要				分
使用材料	形質	数量	単価	金額	記事	
ポリエチレンパイプ						
鋼管						
水栓						
水栓パッキン					材料費	
防寒器パッキン					労力費	
防寒器輪ゴム					小計	
PP用外ネジ					経費	
PP用内ネジ					計	
PP用ユニオン					舗装復旧	
MCユニオン						
					計	
					消費税相当額	
					合計	
					検査	

給水装置工事に係る取扱指針

発行 函館市企業局上下水道部

〒040-0053 函館市末広町5番14号

TEL (0138) 27-8742

令和4年4月1日
